

クリアランス規則等の見直し案及びそれに対する意見募集の実施について

令和2年3月11日
原子力規制庁

1. 経緯

令和元年11月27日の第44回原子力規制委員会において、クリアランスに係る規則の見直し及びクリアランスの認可に係る審査基準^{※1}の関連箇所の改正を行うこと並びにその概要について了承された（参考1参照）。

その際、規則の見直しに当たり国際基準であるIAEA GSR Part 3^{※2}に規定されている放射性物質及びそのクリアランスレベルを我が国の規制に導入することの妥当性についての説明が行われる必要があるとの指摘があった。この点に関する考え方については、別紙1に整理した。

2. 規則等の主な見直し内容

第44回原子力規制委員会の議論を踏まえ、クリアランスに係る規則の見直し及び審査基準の改正の主な内容は次のとおりとしたい。

【新クリアランス規則の制定】

- ・クリアランスについて、現行の2つの規則^{※3}（以下「現行クリアランス規則」という。）を廃止し、これらを統合し、内容を見直した新たな原子力規制委員会規則（以下「新クリアランス規則」という。）を制定する。

【新クリアランス規則における主な見直し内容】

新クリアランス規則における主な見直し内容は、次のとおり（参考2参照）。

- ・全ての原子力施設を対象とし、クリアランス対象物を拡大する^{※4}。
- ・現行クリアランス規則及び現行のRI法^{※5}の告示^{※6}に規定されている放射性物質及びそのクリアランスレベルに加えて、適用範囲を限定せず広く一般的な固体状物質を対象としたGSR Part 3に規定されている257種類の放射性物質及びそのクリアランスレベルを追加規定する（合計274種類^{※7}）。

※1 放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準（原規規発第1909112号（令和元年9月11日原子力規制委員会決定））

※2 IAEA Safety Standards Series No. GSR Part 3, Radiation Protection and Safety of Radiation Sources: International Basic Safety Standards, IAEA, (2014)

※3 「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」及び「試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則」

※4 ウラン加工施設やウラン使用施設から発生する専らウランで汚染された資材等については、現行どおり金属のみをクリアランスの対象とする。

※5 放射性同位元素等の規制に関する法律

※6 平成12年科学技術庁告示第5号（放射線を放出する同位元素の数量等）第27条

※7 GSR Part 3、現行クリアランス規則及び現行のRI告示に規定されている放射性物質には重複しているもの

- ・認可申請書及び確認申請書並びに関連する添付書類に記載する事項を適正化する。
- ・記録の保管に関する規定は、クリアランス規則ではなく各事業規則に規定することとする。このため、試験研究炉施設及び使用施設については、それぞれの事業規則に記録の保管に関する規定を追加する。
- ・原子力規制検査の導入に伴い、事業者による測定については随時検査することができるようになるため、原子力規制委員会は、認可を受けた方法に従って放射能濃度が測定されていることについて、必ずしも確認申請後における測定によって確認する必要はなくなることから、「確認への支障を及ぼす経年変化」を防止するための措置は不要とする。
- ・放射能濃度の単位を SI 単位 (Bq/kg) とする。
- ・用語の明確化及び適正化を行う。

【審査基準の主な改正内容】

昨年 9 月に見直しを行ったクリアランスに係る審査基準について、上述のクリアランス規則の見直しに伴い、次のとおり追加又は修正を行う。

- ・評価に用いる放射性物質は、新クリアランス規則に規定する 274 種類の放射性物質から選定することとする。ただし、現行クリアランス規則の対象物については、引き続き、現行クリアランス規則で規定されている放射性物質から選定してよいこととする。
- ・新クリアランス規則において対象物の制限を撤廃するが、液体及び気体については対象としないため、定義において固体状の物^{※8}であることを明確化する。
- ・被覆付きケーブルについては、重量割合の小さい被覆部の汚染の程度が比較的大きく、かつクリアランス後において被覆部と芯線部が分別された上で再利用される蓋然性が高いと考えられることから、被覆部と芯線部を分別せずにクリアランスする場合は、決定される放射能濃度が過小評価とならないようにすることとする。
- ・用語の明確化及び適正化を行う。

3. 新クリアランス規則の制定及び審査基準の改正並びにこれらに関する意見募集の実施

2. に示した見直し内容に基づき、別紙 2 及び別紙 3 のとおり、新クリアランス規則の制定及び現行クリアランス規則の廃止、並びに審査基準の改正を行うこととした。

また、これらについて原子力規制委員会の了承が得られれば、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づき、意見募集を実施することとした。

別紙 2：工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則の制定案

注)・附則第二条において、次の規則を廃止

一 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則

があるため、重複を除くと 274 種類
 ※8 分離が困難な液体状の物を含むものを含む。

－試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則

・附則第四条において、次の規則を一部改正

－試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

－核燃料物質の使用等に関する規則

別紙3：放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部改正案

4. 施行期日等

規則は公布の日から施行する。また、次に示す経過措置を設けることとする。

- ・新クリアランス規則の施行前に認可を受けている放射能濃度の測定及び評価の方法に係る放射能濃度確認対象物についての確認の申請については、現行クリアランス規則の規定によることとする。
- ・その際、確認の申請に係る放射能濃度確認対象物の確認の基準については、現行クリアランス規則の規定によることとする。

5. 今後の予定

○意見募集の実施：令和2年3月12日（木）から4月10日（金）まで（30日間）

○意見募集の結果を踏まえた別紙2及び別紙3の改正案を原子力規制委員会に報告するとともに、別紙2の改正案の放射線審議会への諮問（放射性審議会への諮問を要する事項については別添参照）について原子力規制委員会に諮る：令和2年6月頃

参考1：令和元年度第44回原子力規制委員会（令和元年11月27日）資料2

参考2：クリアランス規則案・経産省令・文科省令の対比表

別添：放射線審議会に諮問することを要する事項について

GSR Part 3に規定されている放射性物質及びそのクリアランスレベルを
我が国の規制に導入することの妥当性について

①クリアランス対象物の拡大への対応

GSR Part 3 のクリアランスレベルの算出の根拠としている IAEA の安全レポート Safety Report Series No. 44 (以下「SRS No. 44」という。)※9では、特段の状況を特定しない主要なシナリオを用いて、「食料品と飲用水を除く、人工起源の放射性物質を含む全ての物質」についての放射能濃度を求めている(注1)。

このように、GSR Part 3に規定されている放射性物質及びそのクリアランスレベルは、適用範囲を限定せず広く一般的な固体状物質を対象としたものであり、これらの導入は、現行のクリアランス対象物(金属くず、コンクリート破片等)以外の固体状の物についてもクリアランスの対象とする今般の見直し方針と合致している。

②我が国の社会環境等を考慮したシナリオに基づいた評価結果との比較

現行クリアランス規則に規定している 58 種類の放射性物質のうち 55 種類※10の放射性物質のクリアランスレベルは IAEA が算出した値※11を導入している。これらの値については、原子力安全委員会(2005)※12が、国内の一般廃棄物処分場の大きさ、原子炉施設等の廃止措置等の実態及び建材等への再生材の占める割合等といった我が国の原子力の利用状況、社会環境及び生活様を考慮した評価結果との比較を行っており、IAEA の値とほぼ同等となることが確認されている(注2)。

また、原子力安全委員会(2005)は、IAEA が行ったような対象物を特に限定しないクリアランスレベルの算出に当たって考慮すべきシナリオには多様なシナリオを包絡することが特段に要求されるため、算出される値は、対象物の固有の性質に着目しつつそれぞれに対応したシナリオを想定した上で算出される値に比べて概して低くなるとしている(注2)。

このように、IAEA のクリアランスレベルは、我が国の社会環境等を考慮したシナリオに基づき算出される値に比べ、概して同等もしくは低く(厳しく)なる傾向であり、我が国特有の状況を考慮しても特段非安全側となることは想定されない。

③国際的整合性

国際的には、IAEA の基準が広く活用されている。例えば、EU の文書※13においては、IAEA の値を共通の値として用いることの有益性が示されており(注3)、ドイツ、英国、フィンランド等において IAEA のクリアランスレベルが導入されている。

※9 IAEA Safety Report Series No. 44, Derivation of Activity Concentration Values for Exclusion, Exemption and Clearance, IAEA, (2005)

※10 残り 3 種類の放射性物質については SRS No. 44 において扱われていない

※11 「RS-G-1.7, Application of the Concepts of Exclusion, Exemption and Clearance, IAEA, (2004)」の規制免除レベルであり、GSR Part 3 のクリアランスレベルと同じ

※12 原子力安全委員会「原子炉施設及び核燃料使用施設の解体等に伴って発生するもののうち放射性物質として取り扱う必要のないものの放射能濃度について」(平成 17 年 3 月 17 日一部訂正及び修正)

※13 Official Journal of the European Union, DIRECTIVES, COUNCIL DIRECTIVE 2013/59/EURATOM (2013)

我が国においてクリアランスされた様々な資材が将来的に国内外問わず広く再利用され得ることを考慮すると、国際的整合化を図る観点から、国際基準である IAEA GSR Part 3 のクリアランスレベルを導入することは有益と考える。

以上を踏まえると、GSR Part 3 に規定されている放射性物質及びそのクリアランスレベルを我が国の規制に導入することは適切と考える。

(注1) SRS No. 44 「3.1.3. Calculations and scenarios」では、次のように記載されている。

- ・「The sequence of calculations for deriving the activity concentration values for all material containing radionuclides of artificial origin, except foodstuffs and drinking water, (略)」
- ・「The identified scenarios encompass all plausible situations worldwide without specifying a particular situation. The scenarios are not intended to cover worst case scenarios, outlier scenarios or scenarios that apply to a very few individuals. In this sense the scenarios are not bounding.

Development of the scenarios is approached by the examination of the parameters of the dominant exposure pathways, and the parameters are adapted to ensure worldwide applicability to a variety of situations. Care is taken to ensure that the parameter values are internally consistent within a particular scenario.]

SRS No. 44 で用いられているシナリオは次のとおり。

【Scenario WL】

A worker is exposed from contaminated material dumped on a landfill. Exposure pathways encompass external irradiation from the material, the inhalation of contaminated dust and the inadvertent ingestion of contaminated material (e.g. by the hand to mouth pathway).

【Scenario WF】

A worker is employed in a foundry where contaminated metal is smelted. External exposures arise if the worker stays within the vicinity of piles of contaminated material. In addition, the worker is exposed to dust released from the material during the transport and melting process. This dust can be inhaled and inadvertently ingested.

【Scenario WO】

A worker (e.g. a truck driver) comes into contact with contaminated material on a regular basis. The worker is exposed externally from the material (e.g. from the load on the truck). This scenario also covers the exposure from a large piece of equipment that has been cleared from regulatory control and is reused in a workplace.

【Scenarios RL-C and RL-A】

Scenario RL considers individuals living near a landfill or other facility (C indicates a child, A an adult) who are exposed through contaminated dust released at the landfill or facility. In addition, it is assumed that the residents harvest foodstuffs in a private garden on the site that has become contaminated through the deposition of contaminated

material.

【Scenario RF】

Since the exposure situation with respect to contaminated dust could be different near a foundry than in the residential scenario (RL), a scenario of a child being exposed to contaminated dust released by a foundry is considered. Unlike scenario RL, which covers a general situation, including landfills, no food consumption is considered here, because the presence of contaminated material off-site is already covered by scenario RL.

【Scenario RH】

Contaminated material (building rubble, slag, fly ash) may be used in the construction of buildings as concrete aggregate or cement substitute. This will lead to an external exposure of the building residents, which is addressed in this scenario. Other possible uses in private homes of material cleared from nuclear facilities are also covered by this scenario (e.g. the use of steel plates for the cladding of walls).

【Scenario RP】

If contaminated material is used for covering public places, residents will be subject to external exposure as well as to the inhalation and ingestion of contaminated dust, for example by playing children. This exposure situation is covered in this scenario.

【Scenario RW】

The presence of contaminated material may lead to a release of radionuclides into a groundwater aquifer. This may affect downstream wells, which may lead to the ingestion of contaminated drinking water or of contaminated foodstuffs produced in a private garden if the well water is used for irrigation. If the contaminated groundwater discharges into a river, the additional pathway of fish consumption has to be considered. The identified scenarios encompass all plausible

(注2) 原子力安全委員会(2005)では、自らの評価(「再評価」と呼んでいる。)結果と IAEA 安全指針 RS-G-1.7 の規制免除レベル(GSR Part 3 のクリアランスレベルと同じ)との比較結果について次のように記載されている。

- ・再評価と RS-G-1.7 の評価では、クリアランスレベルまたは規制免除レベルを導出する際の個人線量を $10 \mu\text{Sv/y}$ にするなど、評価の基本的考え方は、ほぼ同等であると言える。再評価におけるクリアランスレベルの計算値と、RS-G-1.7 の計算値を比較すると、核種によって値の大小関係があるが、大部分の核種について1桁以内となっており、両者の値は、ほぼ同等であると言える。

再評価においては、国内における原子炉施設等の解体等に伴って発生する金属及びコンクリート等の埋設処分または再利用を考慮して、評価パラメータを設定しているとともに、これまで国内の放射性廃棄物の埋設処分の評価方法を基に評価モデルを設定している。また、ICRP の最新の提案値である線量換算係数を使用していることや、皮膚被ばく及び直接経口摂取の評価経路、また、子供に対する評価経路などを評価している。

- ・概して言えば、対象物を特に限定しない一般的なレベルは、考慮すべきシナリオに、一般性、すなわち国際間の流通等のきわめて多様なシナリオを包絡することが特段に要求されるため、核種組成などの対象物に固有の性質に着目しつつそれぞれに対応したシナリオを想定した上で算出されるレベルに比べ、その値は低くなる。実際、RS-G-1.7 の規制免除レベルの導出にあたっては、そのよう

なシナリオの包絡性が特に考慮されており、原子炉等の解体廃棄物に固有の性質に着目した再評価と RS-G-1.7 の一般的な規制免除レベルの計算値を比較すると、概して再評価の方が高いことが、確認されている。一部、逆に RS-G-1.7 の規制免除レベルの計算値の方が高い核種もあるが、その違いのほとんどは数倍以下の範囲内にある。

(注3) Official Journal of the European Union, DIRECTIVES, COUNCIL DIRECTIVE 2013/59/EURATOM (2013) では、次のように記載されている。

- ・ (37) There is a benefit in having the same activity concentration values both for the exemption of practices from regulatory control and for the clearance of materials from authorised practices. After a comprehensive review, it has been concluded that the values recommended in IAEA publication Application of the Concepts of Exclusion, Exemption and Clearance (3)^{※14} can be used both as default exemption values, replacing the activity concentration values laid down in Annex I to Directive 96/29/Euratom, and as general clearance levels, replacing the values recommended by the Commission in Radiation Protection No 122 (4)

※14 IAEA 2004 Safety Standards Series RS-G-1.7, Application of the Concepts of Exclusion, Exemption and Clearance.

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射能濃度確認対象物 原子力事業者等が工場等において用いた資材その他の物（加工事業者（旧加工事業者等を含む。）が加工施設を設置した工場等（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。）及び使用者（旧使用者等を含む。）が核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等において用いた資材その他の物にあっては金属くずに限る。）であつて、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするものをいう。

二 評価単位 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質（放射能濃度の評価に用いるものに限る。）の平均放射能濃度の決定（以下「放射能濃度の決定」という。）を行う範囲をいう。

三 品質マネジメントシステム 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

（放射能濃度の基準）

第二条 法第六十一条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、評価単位ごとに、次の各号に掲

げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める放射能濃度とする。

一 評価単位に係る放射性物質の種類が一種類の場合 別表の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる放射能濃度

二 評価単位に係る放射性物質の種類が二種類以上の場合 別表の第一欄に掲げる放射性物質の種類ごとの放射能濃度のそれぞれ同表の第二欄に掲げる放射能濃度に対する割合の和が一となるようなこれらの放射能濃度

(確認の申請)

第三条 法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地（船舶にあっては、その船舶の名称）
- 三 放射能濃度確認対象物が生ずる施設の名称
- 四 放射能濃度確認対象物の種類及び総重量

- 五 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価に用いた方法
 - 六 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果
 - 七 確認を受けようとする期日
 - 八 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
 - 一 放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関すること。
 - 二 法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき測定及び評価が行われたことを示す記録に関すること。
 - 三 測定条件、測定結果その他の放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果に関すること。
 - 四 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。
 - 3 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(放射能濃度確認証)

第四条 原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査（特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査）により次に掲げる事項について確認をしたときは、放射能濃度確認証を交付する。

- 一 法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従つて放射能濃度の測定及び評価が行われていること。
- 二 放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準に適合していること。

(放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請)

第五条 法第六十一条の二第二項の規定により、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
- 三 放射能濃度確認対象物が生ずる施設の名称
- 四 放射能濃度確認対象物の種類、発生及び汚染の状況並びに総重量

- 五 評価に用いる放射性物質の種類
- 六 評価単位
- 七 放射能濃度の決定を行う方法
- 八 放射線測定装置の種類及び測定条件
- 九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法
- 十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
 - 一 放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関すること。
 - 二 放射能濃度確認対象物の種類、発生状況、汚染の状況及び総重量に関すること。
 - 三 評価に用いる放射性物質の選択に関すること。
 - 四 評価単位に関すること。
 - 五 放射能濃度の決定を行う方法に関すること。
 - 六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。

七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。

八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。

九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

3 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(測定及び評価の方法の認可の基準)

第六条 法第六十一条の二第二項の規定に基づく放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 評価に用いる放射性物質は、放射能濃度確認対象物中に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。

二 評価単位ごとの重量は、放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮した適切なものであること。

三 放射能濃度の決定は、放射線測定装置を用いて、放射能濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し適切に行うこと。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放

放射性物質の組成比又は計算その他の方法を用いて放射能濃度の決定を行うことができる。

四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。

イ 放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、汚染の状況等に応じた適切なものであること。

ロ 放射能濃度の測定条件は、第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。

五 放射能濃度確認対象物について、異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための適切な措置が講じられていること。

(電磁的記録媒体による手続)

第七条 次に掲げる申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出すること

により行うことができる。

- 一 第三条第一項の申請書
- 二 第五条第一項の申請書

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則等の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則 (平成十七年経済産業省令第百十二号)

二 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則 (平成十七年文部科学省令第四十九号)

(製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則等の廃止に伴う経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に法第六十一条の二第二項の認可を受けている放射能濃度の測定及び評価の方法に係る放射能濃度確認対象物についての法第六十一条の二第一項の確認の申請については、第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた確認の申請に係る放射能濃度確認対象物の確認の基準については、第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正)

第四条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。この場合において、条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加するものとする。

一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)

附則別表第一

二 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号） 附則別表第二

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第三条第一項の放射能濃度確認対象物についての記録については、前条第一号の規定による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第六条の表第十三号又は同条第二号の規定による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の表第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表第一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後		改正前	
<p>(3) 放射能濃度確認対象物に</p>	<p>(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量</p>	<p>調査の都度</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後十年間</p>
	<p>(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果</p>	<p>調査の都度</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後十年間</p>
	<p>イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p>	<p>調査の都度</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後十年間</p>
<p>「一〇十二」略</p> <p>十三 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>保存期間</p>	<p>「一〇十二」同上</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>第六條 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。</p>	<p>第六條 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。</p>	<p>（記録）</p>	<p>（記録）</p>

<p>ついて放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</p>	<p>(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果</p>	<p>(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</p>	<p>(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</p>	<p>ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録 (1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件</p>	<p>(2) 放射能濃度の測定結果</p>	<p>(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果</p>	<p>(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・</p>
<p>業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間 その都度</p>	<p>その都度</p>	<p>選択の都度</p>	<p>評価の都度</p>	<p>測定又は評価の都度</p>	<p>測定又は評価の都度</p>	<p>測定又は評価の都度</p>	<p>その都度</p>
<p>業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔2〕9 同上〕	管理を行った結果		出された後
	(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度	工場又は事業所から搬出された後
	ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	工場又は事業所から搬出された後

〔2〕9 同上〕			

附則別表第二 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後		改正前	
<p>(3) 放射能濃度確認対象物に</p> <p>(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量</p> <p>(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果</p> <p>イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p>	<p>調査の都度</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後</p> <p>工場又は事業所から搬出された後</p> <p>工場又は事業所から搬出された後</p> <p>工場又は事業所から搬出された後</p> <p>工場又は事業所から搬出された後</p>	<p>第二十条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。</p>
	<p>その都度</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後</p> <p>工場又は事業所から搬出された後</p> <p>工場又は事業所から搬出された後</p> <p>工場又は事業所から搬出された後</p> <p>工場又は事業所から搬出された後</p>	
<p>九 「一〇八 略」</p> <p>工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録</p>	<p>「略」</p>	<p>「一〇八 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>	<p>第二十条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。</p>
	<p>記録すべき場合</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>
	<p>保存期間</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>

<p>ついて放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</p>	<p>(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果</p>	<p>(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</p>	<p>(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</p>	<p>ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</p> <p>(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件</p>	<p>(2) 放射能濃度の測定結果</p>	<p>(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果</p>	<p>(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・</p>
<p>業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間 その都度</p>	<p>その都度</p>	<p>選択の都度</p>	<p>評価の都度</p>	<p>測定又は評価の都度</p>	<p>測定又は評価の都度</p>	<p>測定又は評価の都度</p>	<p>その都度</p>
<p>業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>	<p>工場又は事業所から搬出された後 十年間 工場又は事業所から搬出された後 十年間</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔2〕 〔8〕 同上	管理を行った結果	出された後
	(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	工場又は事業所から搬出された後
	ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	工場又は事業所から搬出された後
	その都度	工場又は事業所から搬出された後
	その都度	工場又は事業所から搬出された後

〔2〕 〔8〕 同上		

別表 (第 2 条関係)

第一欄	第二欄
放射性物質の種類	放射能濃度 (Bq/kg)
^3H	1×10^5
^7Be	1×10^4
^{14}C	1×10^3
^{18}F	1×10^4
^{22}Na	1×10^2
^{24}Na	1×10^3
^{31}Si	1×10^6
^{32}P	1×10^6
^{33}P	1×10^6
^{35}S	1×10^5

^{36}Cl	1×10^3
^{38}Cl	1×10^4
^{42}K	1×10^5
^{43}K	1×10^4
^{41}Ca	1×10^5
^{45}Ca	1×10^5
^{47}Ca	1×10^4
^{46}Sc	1×10^2
^{47}Sc	1×10^5
^{48}Sc	1×10^3
^{44}Ti	1×10^2
^{48}V	1×10^3
^{49}V	1×10^7

^{51}Cr	1×10^5
^{51}Mn	1×10^4
^{52}Mn	1×10^3
$^{52\text{m}}\text{Mn}$	1×10^4
^{53}Mn	1×10^5
^{54}Mn	1×10^2
^{56}Mn	1×10^4
^{52}Fe	1×10^4
^{55}Fe	1×10^6
^{59}Fe	1×10^3
^{55}Co	1×10^4
^{56}Co	1×10^2
^{57}Co	1×10^3

^{58}Co	1×10^3
$^{58\text{m}}\text{Co}$	1×10^7
^{60}Co	1×10^2
$^{60\text{m}}\text{Co}$	1×10^6
^{61}Co	1×10^5
$^{62\text{m}}\text{Co}$	1×10^4
^{59}Ni	1×10^5
^{63}Ni	1×10^5
^{65}Ni	1×10^4
^{64}Cu	1×10^5
^{65}Zn	1×10^2
^{69}Zn	1×10^6
$^{69\text{m}}\text{Zn}$	1×10^4

^{67}Ga	1×10^4
^{72}Ga	1×10^4
^{68}Ge	1×10^2
^{71}Ge	1×10^7
^{73}As	1×10^6
^{74}As	1×10^4
^{76}As	1×10^4
^{77}As	1×10^6
^{75}Se	1×10^3
^{82}Br	1×10^3
^{81}Rb	1×10^4
^{86}Rb	1×10^5
^{85}Sr	1×10^3

$^{85\text{m}}\text{Sr}$	1×10^5
$^{87\text{m}}\text{Sr}$	1×10^5
^{89}Sr	1×10^6
^{90}Sr	1×10^3
^{91}Sr	1×10^4
^{92}Sr	1×10^4
^{90}Y	1×10^6
^{91}Y	1×10^5
$^{91\text{m}}\text{Y}$	1×10^5
^{92}Y	1×10^5
^{93}Y	1×10^5
^{93}Zr	1×10^4
^{95}Zr	1×10^3

^{97}Zr	1×10^4
$^{93\text{m}}\text{Nb}$	1×10^4
^{94}Nb	1×10^2
^{95}Nb	1×10^3
^{97}Nb	1×10^4
^{98}Nb	1×10^4
^{90}Mo	1×10^4
^{93}Mo	1×10^4
^{99}Mo	1×10^4
^{101}Mo	1×10^4
^{96}Tc	1×10^3
$^{96\text{m}}\text{Tc}$	1×10^6
^{97}Tc	1×10^4

^{97m}Tc	1×10^5
^{99}Tc	1×10^3
^{99m}Tc	1×10^5
^{97}Ru	1×10^4
^{103}Ru	1×10^3
^{105}Ru	1×10^4
^{106}Ru	1×10^2
^{103m}Rh	1×10^7
^{105}Rh	1×10^5
^{103}Pd	1×10^6
^{109}Pd	1×10^5
^{105}Ag	1×10^3
^{108m}Ag	1×10^2

^{110m}Ag	1×10^2
^{111}Ag	1×10^5
^{109}Cd	1×10^3
^{115}Cd	1×10^4
^{115m}Cd	1×10^5
^{111}In	1×10^4
^{113m}In	1×10^5
^{114m}In	1×10^4
^{115m}In	1×10^5
^{113}Sn	1×10^3
^{119m}Sn	1×10^6
^{123}Sn	3×10^5
^{125}Sn	1×10^4

^{122}Sb	1×10^4
^{124}Sb	1×10^3
^{125}Sb	1×10^2
$^{123\text{m}}\text{Tc}$	1×10^3
$^{125\text{m}}\text{Tc}$	1×10^6
^{127}Tc	1×10^6
$^{127\text{m}}\text{Tc}$	1×10^4
^{129}Tc	1×10^5
$^{129\text{m}}\text{Tc}$	1×10^4
^{131}Tc	1×10^5
$^{131\text{m}}\text{Tc}$	1×10^4
^{132}Tc	1×10^3
^{133}Tc	1×10^4

^{133m}Tl	1×10^4
^{134}Tl	1×10^4
^{123}I	1×10^5
^{125}I	1×10^5
^{126}I	1×10^4
^{129}I	1×10^1
^{130}I	1×10^4
^{131}I	1×10^4
^{132}I	1×10^4
^{133}I	1×10^4
^{134}I	1×10^4
^{135}I	1×10^4
^{129}Cs	1×10^4

^{131}Cs	1×10^6
^{132}Cs	1×10^4
^{134}Cs	1×10^2
^{134m}Cs	1×10^6
^{135}Cs	1×10^5
^{136}Cs	1×10^3
^{137}Cs	1×10^2
^{138}Cs	1×10^4
^{131}Ba	1×10^4
^{133}Ba	1×10^2
^{140}Ba	1×10^3
^{140}La	1×10^3
^{139}Ce	1×10^3

^{141}Ce	1×10^5
^{143}Ce	1×10^4
^{144}Ce	1×10^4
^{142}Pr	1×10^5
^{143}Pr	1×10^6
^{147}Nd	1×10^5
^{149}Nd	1×10^5
^{147}Pm	1×10^6
$^{148\text{m}}\text{Pm}$	3×10^3
^{149}Pm	1×10^6
^{151}Sm	1×10^6
^{153}Sm	1×10^5
^{152}Eu	1×10^2

^{152m}Eu	1×10^5
^{154}Eu	1×10^2
^{155}Eu	1×10^3
^{153}Gd	1×10^4
^{159}Gd	1×10^5
^{160}Tb	1×10^3
^{165}Dy	1×10^6
^{166}Dy	1×10^5
^{166}Ho	1×10^5
^{169}Er	1×10^6
^{171}Er	1×10^5
^{170}Tm	1×10^5
^{171}Tm	1×10^6

¹⁶⁹ Yb	1×10^4
¹⁷⁵ Yb	1×10^5
¹⁷⁷ Lu	1×10^5
¹⁸¹ Hf	1×10^3
¹⁸² Ta	1×10^2
¹⁸¹ W	1×10^4
¹⁸⁵ W	1×10^6
¹⁸⁷ W	1×10^4
¹⁸⁸ W	1×10^4
¹⁸⁶ Re	1×10^6
¹⁸⁸ Re	1×10^5
¹⁸⁵ Os	1×10^3
¹⁹¹ Os	1×10^5

^{191m}Os	1×10^6
^{193}Os	1×10^5
^{190}Ir	1×10^3
^{192}Ir	1×10^3
^{194}Ir	1×10^5
^{191}Pt	1×10^4
^{193m}Pt	1×10^6
^{197}Pt	1×10^6
^{197m}Pt	1×10^5
^{195}Au	1×10^4
^{198}Au	1×10^4
^{199}Au	1×10^5
^{197}Hg	1×10^5

^{197m}Hg	1×10^5
^{203}Hg	1×10^4
^{200}Tl	1×10^4
^{201}Tl	1×10^5
^{202}Tl	1×10^4
^{204}Tl	1×10^3
^{203}Pb	1×10^4
^{206}Bi	1×10^3
^{207}Bi	1×10^2
^{203}Po	1×10^4
^{205}Po	1×10^4
^{207}Po	1×10^4
^{211}At	1×10^6

^{225}Ra	1×10^4
^{227}Ra	1×10^5
^{226}Th	1×10^6
^{229}Th	1×10^2
^{230}Pa	1×10^4
^{233}Pa	1×10^4
^{230}U	1×10^4
^{231}U	1×10^5
^{232}U	1×10^2
^{233}U	1×10^3
^{234}U	1×10^3
^{235}U	1×10^3
^{236}U	1×10^4

^{237}U	1×10^5
^{238}U	1×10^3
^{239}U	1×10^5
^{240}U	1×10^5
^{237}Np	1×10^3
^{239}Np	1×10^5
^{240}Np	1×10^4
^{234}Pu	1×10^5
^{235}Pu	1×10^5
^{236}Pu	1×10^3
^{237}Pu	1×10^5
^{238}Pu	1×10^2
^{239}Pu	1×10^2

^{240}Pu	1×10^2
^{241}Pu	1×10^4
^{242}Pu	1×10^2
^{243}Pu	1×10^6
^{244}Pu	1×10^2
^{241}Am	1×10^2
^{242}Am	1×10^6
$^{242\text{m}}\text{Am}$	1×10^2
^{243}Am	1×10^2
^{242}Cm	1×10^4
^{243}Cm	1×10^3
^{244}Cm	1×10^3
^{245}Cm	1×10^2

^{246}Cm	1×10^2
^{247}Cm	1×10^2
^{248}Cm	1×10^2
^{249}Bk	1×10^5
^{246}Cf	1×10^6
^{248}Cf	1×10^3
^{249}Cf	1×10^2
^{250}Cf	1×10^3
^{251}Cf	1×10^2
^{252}Cf	1×10^3
^{253}Cf	1×10^5
^{254}Cf	1×10^3
^{253}Es	1×10^5

^{254}Es	1×10^2
$^{254\text{m}}\text{Es}$	1×10^4
^{254}Fm	1×10^7
^{255}Fm	1×10^5

別記様式 (第 7 条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のため
 の措置を必要としないものであることの確認等に関する規則第 条第 項の規定により提出すべき申請書

に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記載された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 法令の条項については、当該申請の適用条文の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。

改正 令和 2 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 2 年 月 日

原子力規制委員会

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部改正について

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準（原規規発第 1909112 号（令和元年 9 月 11 日原子力規制委員会決定））の一部を、別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、令和 2 年 月 日から施行する。

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準 新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. 目的</p> <p>本審査基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の2第2項の規定に基づく放射能濃度の測定及び評価の方法の認可に係る審査において、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「規則」という。）第6条に規定する測定及び評価の方法の認可の基準を満足する技術的内容を示したものである。同条に規定する基準を満足する技術的内容は、本審査基準に限定されるものではなく、同条に規定する基準に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、当該基準に適合するものと判断する。</p> <p>2. 定義</p> <p>本審査基準における用語の意義は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「クリアランスレベル」とは、<u>放射能濃度確認対象物*</u>に含まれる放射性物質の種類が1種類である場合にあっては当該放射性物質に対応した規則別表第2欄に掲げる放射能濃度を、<u>2種類以上</u>である場合にあっては$\sum(D_j/C_j) = 1$となるときのそれぞれの放射性物質jに係るD_j/C_jをいう。ここで、D_jは放射能濃度確認対象物に含まれる評価に用いる放射性物質jの平均放射能濃度（ここで「平均」</p>	<p>1. 目的</p> <p>本審査基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の2第2項の規定に基づく放射能濃度の測定及び評価の方法の認可に係る審査において、<u>製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則</u>（平成17年経済産業省令第112号。以下「製錬等放射能濃度確認規則」という。）第6条の「<u>放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の基準</u>」及び試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号。以下「試験炉等放射能濃度確認規則」という。）第6条の「<u>放射能濃度の測定及び評価の方法の認可</u>」の「基準」に関する技術的要求を満足する技術的内容を示したものである。<u>技術的内容は、本審査基準に限定されるものではなく、本審査基準に適合しない場合であっても、製錬等放射能濃度確認規則第6条の「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の基準」及び試験炉等放射能濃度確認規則第6条の「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可」の「基準」に適合すると判断される場合は、これを排除するものではない。</u></p> <p>2. 定義</p> <p>本審査基準における用語の意義は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「クリアランスレベル」とは、<u>原子力事業者等が工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の種類が1種類である場合にあっては当該放射性物質に対応した製錬等放射能濃度確認規則別表第1第2欄若しくは別表第2第2欄又は試験炉等放射能濃度確認規則別表第3欄に掲げる放射能濃度を、放射性物質の種類が2種類以上である場合にあっては$\sum(D_j/C_j) = 1$となるときの</u></p>

とは算術平均をいう。以下同じ。)、 C_j は当該放射性物質jに対応した規則別表第2欄に掲げる放射能濃度をいう。

※固体状のものに限り、分離が困難な液体状の物を含むものを含む。

(2) 「評価単位」とは、放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質（放射能濃度の評価に用いるものに限る。）の平均放射能濃度の決定（以下「放射能濃度の決定」という。）を行う範囲をいい、この範囲における放射性物質の平均放射能濃度がクリアランスレベル以下であるかどうかを判断するもの。

(3) ～(7) (略)

3. 放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法
(略)

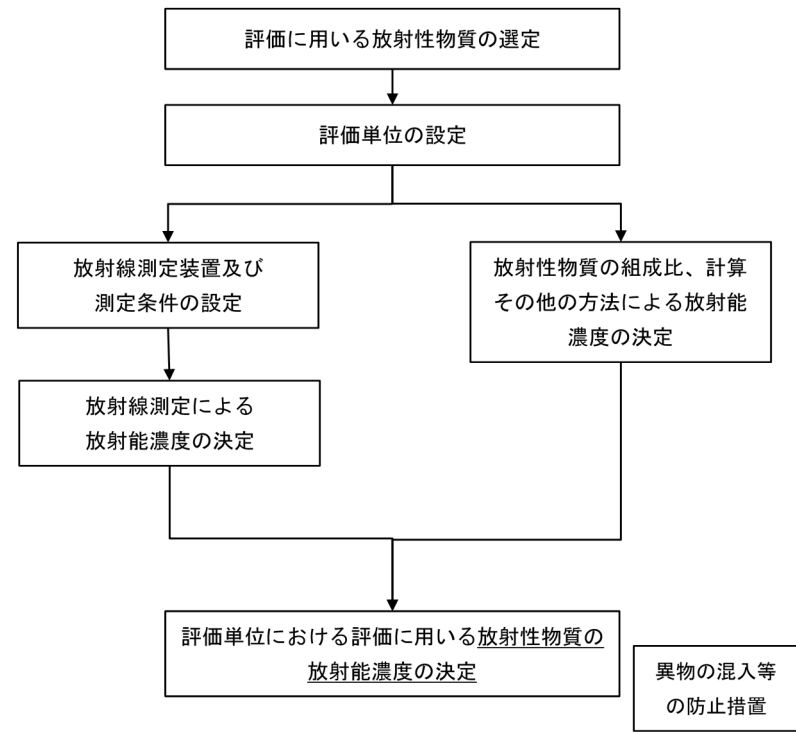
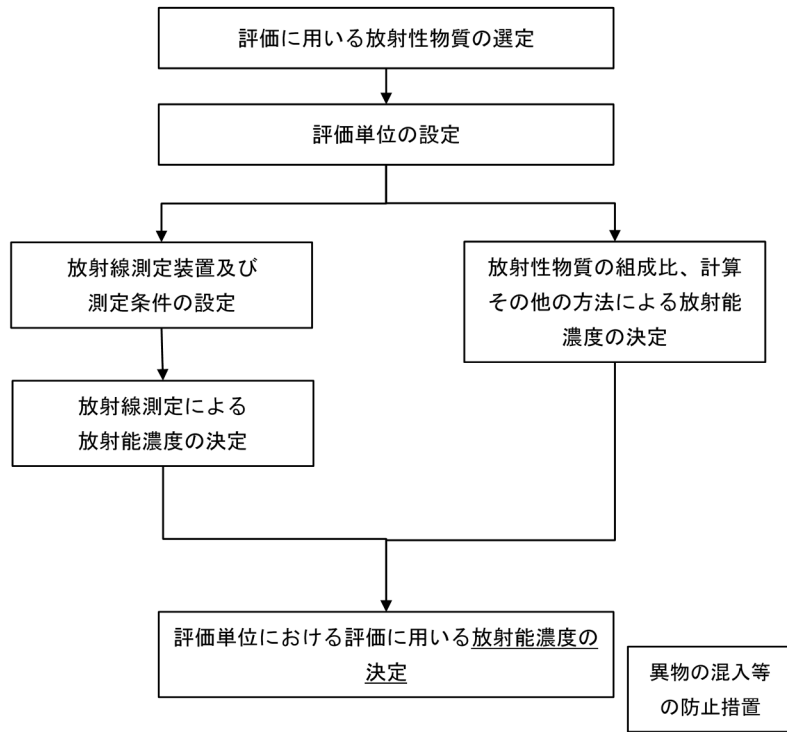
それぞれの放射性物質jに係る D_j/C_j のことをいう。ここで、 D_j は放射能濃度確認対象物に含まれる評価に用いる放射性物質jの平均放射能濃度（ここで「平均」とは算術平均のことを意味する。以下同じ。）、 C_j は当該放射性物質jに対応した製錬等放射能濃度確認規則別表第1第2欄若しくは別表第2第2欄又は試験炉等放射能濃度確認規則別表第3欄に掲げる放射能濃度をいう。

(新設)

(2) 「評価単位」とは、測定及び評価を行う単位とする範囲をいい、この範囲における測定及び評価を行うことにより放射性物質の平均放射能濃度を算出し、クリアランスレベル以下であるかどうかを判断するもの。

(3) ～(7) (略)

3. 放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法



3. 1. 評価に用いる放射性物質の選定

(規則第6条第1号)

一 評価に用いる放射性物質は、放射能濃度確認対象物中に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。

3. 1. 評価に用いる放射性物質の選定

(製錬等放射能濃度確認規則第6条第1号)

一 評価に用いる放射性物質は、放射能濃度確認対象物中に含まれる放射性物質のうち、放射線量を評価する上で重要となるものであること。

(試験炉等放射能濃度確認規則第6条第2号)

二 評価対象放射性物質は、評価単位に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。

(略)

- (1) 発電用原子炉設置者が発電用原子炉を設置した工場等又は試験研究炉等設置者等が特定試験研究用原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した工場等において用いた資材その他の物

イ：放射能濃度確認対象物が金属くず又はコンクリート破片若しくはガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）の場合

- ① 原子炉の運転状況、炉型、構造等の特性を踏まえ、中性子の作用による放射化汚染、原子炉冷却材等に係る放射性物質の付着、浸透等による二次的な汚染の履歴及び機構、放射性物質の放射性壊変等を考慮して、別記第1号に掲げる33種類の放射性物質 k の放射能濃度 D_k 又は放射性物質 k と基準核種（例えばCo-60）との放射能濃度比が計算等により算出されていること。この際、以下のとおりであること。

(a) (略)

(b) (略)

- ② 上記①で算出した放射能濃度 D_k をそれぞれの放射性物質 k に対応した規則別表第2欄に掲げる放射能濃度 C_k で除した比率 D_k/C_k が計算されていること。ただし、上記①において、放射性物質 k と基準核種との放射能濃度比を算出した場合は、基準核種の放射能濃度を1 Bq/kgとして D_k を計算し、放射性物質 k の D_k/C_k が計算されていること。

- ③ 「評価に用いる放射性物質」として、下式を満足するよう、33種類の放射性物質 k の中から D_k/C_k の大きい順に n 種類の放射性物

(略)

- (1) 発電用原子炉設置者が発電用原子炉を設置した工場等において用いた資材その他の物

(新設)

イ：放射能濃度確認対象物が生ずる発電用原子炉の運転状況、炉型、構造等の特性を踏まえ、中性子の作用による放射化汚染、原子炉冷却材等に係る放射性物質の付着、浸透等による二次的な汚染の履歴及び機構、放射性物質の放射性壊変等を考慮して、33種類の放射性物質 k （製錬等放射能濃度確認規則別表第1第1欄に掲げる放射性物質）の放射能濃度 D_k 又は放射性物質 k と基準核種（例えばCo-60）との放射能濃度比が計算等により算出されていること。

この際、以下のとおりであること。

① (略)

② (略)

ロ：上記イで算出した放射能濃度 D_k をそれぞれの放射性物質 k に対応した製錬等放射能濃度確認規則別表第1第2欄に掲げる放射能濃度 C_k で除した比率 D_k/C_k が計算されていること。ただし、上記イにおいて、放射性物質 k と基準核種との放射能濃度比を算出した場合は、基準核種の放射能濃度を1 Bq/gとして D_k を計算し、放射性物質 k の D_k/C_k が計算されていること。

ハ：「評価に用いる放射性物質」として、下式を満足するよう、33種類の放射性物質 k の中から D_k/C_k の大きい順に n 種類の放射性物

物質jが選定されていること。

$$\frac{\sum(D_j/C_j)}{\sum(D_k/C_k)} \geq 0.9$$

ここに、 $D_1/C_1 \geq D_2/C_2 \geq \dots \geq D_n/C_n \geq \dots \geq D_{33}/C_{33}$

この式において、k、j、 D_k 、 C_k 、 D_j 及び C_j は、それぞれ次の事項を表す。

k：別記第1号に掲げる33種類の放射性物質

j：33種類の放射性物質のうち評価に用いる D_j/C_j の大きいn種類の放射性物質

D_k ：放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質kの平均放射能濃度 [Bq/kg]

C_k ：規則別表第2欄に掲げる放射性物質kの放射能濃度 [Bq/kg]

D_j ：放射能濃度確認対象物に含まれる評価に用いる放射性物質jの平均放射能濃度 [Bq/kg]

C_j ：規則別表第2欄に掲げる放射性物質jの放射能濃度 [Bq/kg]

ただし、 D_1/C_1 が33分の1以下であることが明らかな場合は、放射性物質 k=1のみを評価に用いる放射性物質として選定してよい。

□：放射能濃度確認対象物が上記イに規定された物以外の物の場合上記イを準用する。この場合において、これらの規定中「別記第1号」、「33種類」、「 D_{33}/C_{33} 」及び「33分の1」とあるのは、それぞれ「規則別表第1欄」、「274種類」、「 D_{274}/C_{274} 」及び「274分の1」と読み替えるものとする。

質jが選定されていること。

$$\frac{\sum(D_j/C_j)}{\sum(D_k/C_k)} \geq 0.9$$

(新設)

この式において、k、j、 D_k 、 C_k 、 D_j 及び C_j は、それぞれ次の事項を表す。

k：製錬等放射能濃度確認規則別表第1第1欄に掲げる33種類の放射性物質

j：33種類の放射性物質のうち評価に用いる D_j/C_j の高いn種類の放射性物質

D_k ：放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質kの平均放射能濃度 [Bq/g]

C_k ：製錬等放射能濃度確認規則別表第1第2欄に掲げる放射性物質kの放射能濃度 [Bq/g]

D_j ：放射能濃度確認対象物に含まれる評価に用いる放射性物質jの平均放射能濃度 [Bq/g]

C_j ：製錬等放射能濃度確認規則別表第1第2欄に掲げる放射性物質jの放射能濃度 [Bq/g]

ただし、 D_k/C_k の最大値が33分の1以下であることが明らかな場合は、 D_k/C_k が最大値となる放射性物質のみを評価に用いる放射性物質として選定してよい。

(新設)

(削る)

- (2) 使用者が原子炉において燃料として使用した核燃料物質又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等（専ら照射済燃料及び材料を取り扱う施設に限る。）において用いた資材その他の物

上記(1)を準用する。この場合において、これらの規定中「別記第1号」、「33種類」、「 D_{33}/C_{33} 」及び「33分の1」とあるのは、それぞれ「別記第2号」、「49種類」、「 D_{49}/C_{49} 」及び「49分の1」と読み替えるものとする。また、(1)イ①の「原子炉の運転状況、炉型、構造等の特性を踏まえ、中性子の作用による放射化汚染、原子炉冷却材等に係る放射性物質」は「放射能濃度確認対象物が生ずる使用施設等における放射性物質」と読み替えるものとする。

- (3) 加工事業者が加工施設（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。）において用いた金属くず又は使用者が核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）若しくは当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等において用いた金属くず

「評価に用いる放射性物質」として、別記第3号に掲げる放射性物質が選定されていること。

- (2) 試験研究炉等設置者等が工場等において用いた資材その他の物

上記(1)を準用する。この場合において、これらの規定中「製錬等放射能濃度確認規則別表第1第1欄」及び「製錬等放射能濃度確認規則別表第1第2欄」とあるのは、それぞれ「試験炉等放射能濃度確認規則別表第2欄」及び「試験炉等放射能濃度確認規則別表第3欄」と読み替えるものとする。

- (3) 使用者が原子炉において燃料として使用した核燃料物質又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等（専ら照射済燃料及び材料を取り扱う施設に限る。）において用いた資材その他の物

上記(1)を準用する。この場合において、これらの規定中「製錬等放射能濃度確認規則別表第1第1欄」、「製錬等放射能濃度確認規則別表第1第2欄」、「33種類」及び「33分の1」とあるのは、それぞれ「試験炉等放射能濃度確認規則別表第2欄」、「試験炉等放射能濃度確認規則別表第3欄」、「49種類」及び「49分の1」と読み替えるものとする。また、(1)イの「放射能濃度確認対象物が生ずる発電用原子炉の運転状況、炉型、構造等の特性を踏まえ、中性子の作用による放射化汚染、原子炉冷却材等に係る放射性物質」は「放射能濃度確認対象物が生ずる使用施設等における放射性物質」と読み替えるものとする。

- (4) 加工事業者が加工施設（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。以下「ウラン加工施設」という。）において用いた資材その他の物又は使用者が核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）若しくは当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等（以下「ウラン使用施設等」という。）において用いた資材その他の物

評価に用いる放射性物質は、製錬等放射能濃度確認規則別表第2第1欄に掲げる放射性物質が選定されていること。

(4) 原子力施設（上記(1)から(3)までに規定する施設を除く。）において用いた資材その他の物
上記(1)口を準用する。この場合において、これらの規定中「上記イに規定された物以外の物」とあるのは、「資材その他の物」と読み替えるものとする。

(5) 以上の点について、規則第5条第1項第5号及び第2項第3号に掲げる事項に係る申請書及びその添付書類に記載されていること。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により大気中に放出された放射性物質の降下物（以下「フォールアウト」という。）による影響を受けるおそれのある資材その他の物の安全規制上の取扱いについては、必要に応じて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて（平成24・03・26原院第10号平成24年3月30日原子力安全・保安院制定）を参照していること。

3.2. 評価単位の設定

（規則第6条第2号）

二 評価単位ごとの重量は、放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮した適切なものであること。

(新設)

(5) 以上の点について、製錬等放射能濃度確認規則第5条第1項第5号及び第2項第3号又は試験炉等放射能濃度確認規則第5条第1項第6号及び第2項第4号に掲げる事項に係る申請書及びその添付書類に記載されていること。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により大気中に放出された放射性物質の降下物（以下「フォールアウト」という。）による影響を受けるおそれのある資材その他の物の安全規制上の取扱いについては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて（平成24・03・26原院第10号平成24年3月30日）」を参照していること。

3.2. 評価単位

（製錬等放射能濃度確認規則第6条第2号）

二 放射能濃度確認対象物中の放射性物質の放射能濃度の評価単位は、その評価単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し、適切な重量であること。

（試験炉等放射能濃度確認規則第6条第1号）

一 評価単位は、その単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し適切な重量であること。

(1) 「放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮した適切なものであること」とは、以下のことをいう。

イ～ハ (略)

(2) 以上の点について、規則第5条第1項第6号及び第2項第4号に掲げる事項として、申請書及びその添付書類に記載されていること。

3.3. 放射能濃度の決定方法

(規則第6条第3号)

三 放射能濃度の決定は、放射線測定装置を用いて、放射能濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し適切に行うこと。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比又は計算その他の方法を用いて放射能濃度の決定を行うことができる。

(1) 放射線測定法又は「放射性物質の組成比又は計算その他の方法」によって評価単位の D_j を評価するに当たっては、以下のとおりであること。

イ：放射線測定法によって放射能濃度の決定を行う場合には、放射線測定値、測定効率（放射線検出器の校正、測定対象物と放射線測定器

(1) 「放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し(、)適切な重量であること」とは、以下のことをいう。

イ～ハ (略)

(2) 以上の点について、製錬等放射能濃度確認規則第5条第1項第6号及び第2項第4号又は試験炉等放射能濃度確認規則第5条第1項第5号及び第2項第3号に掲げる事項として、申請書及びその添付書類に記載されていること。

3.3. 放射能濃度の決定方法

(製錬等放射能濃度確認規則第6条第3号)

三 放射能濃度確認対象物中の放射性物質の放射能濃度の決定が、放射能濃度確認対象物の汚染の性状を考慮し、放射線測定その他の適切な方法によるものであること。ただし、放射線測定装置によって測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比、計算その他の方法により放射能濃度が決定されているものであること。

(試験炉等放射能濃度確認規則第6条第3号)

三 放射能濃度を決定する場合には、放射線測定装置を用いて、放射能濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し適切に行うこと。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比、計算その他の方法を用いて放射能濃度を決定することができる。

(1) 放射線測定法又は「放射性物質の組成比、計算その他の方法」によって評価単位の D_j を評価するに当たっては、以下のとおりであること。

イ：放射線測定法によって放射能濃度を決定する場合には、放射線測定値、測定効率（放射線検出器の校正、測定対象物と放射線測定器と

との位置関係、測定対象物内部での放射線の減衰等)、測定条件(実際の測定条件と測定効率を設定した条件との違い、測定場所周辺のバックグラウンドの変動等)、データ処理(放射能濃度換算等)に起因する不確かさに関する適切な説明がなされていること。

ロ: 核種組成比法によって放射能濃度の決定を行う場合には、核種組成比が概ね均一であることが想定される領域から、ランダムに、又は保守性を考慮して選定された十分な数のサンプルの分析値に基づいて核種組成比が設定されていること、クリアランスレベル近傍の放射能濃度に対応する放射能濃度の基準核種が含まれているサンプルを含んでいること及び統計処理(例えば有限個のサンプル分析値からの母集団パラメータの推定)の妥当性に関する合理的な説明がなされていること、並びに統計処理等に起因する不確かさに関する適切な説明がなされていること。

ハ: 放射化計算法によって放射能濃度の決定を行う場合には、使用実績のある放射化計算コードが用いられ、計算に用いた入力パラメータ(親元素の組成、中性子束、照射時間等)の妥当性及びサンプル分析値との比較結果等による計算結果の妥当性に関する合理的な説明がなされていること、並びに入力パラメータの不確かさに関する適切な説明がなされていること。

ニ: 平均放射能濃度法によって放射能濃度の決定を行う場合には、サンプル分析値に基づいて評価単位での放射性物質濃度を適切に評価できるよう代表性を考慮して十分な数のサンプルの採取箇所が選定されていること及び統計処理(例えば有限個のサンプル分析値からの母集団パラメータの推定)の妥当性に関する合理的な説明がなされていること、並びに統計処理等に起因する不確かさに関する適切な説明がなされていること。

(2) (略)

(3) 放射能濃度確認対象物及びその汚染の状況に応じて、以下のとおりであること。

の位置関係、測定対象物内部での放射線の減衰等)、測定条件(実際の測定条件と測定効率を設定した条件との違い、測定場所周辺のバックグラウンドの変動等)、データ処理(放射能濃度換算等)に起因する不確かさに関する適切な説明がなされていること。

ロ: 核種組成比法によって放射能濃度を決定する場合には、核種組成比が概ね均一であることが想定される領域から、ランダムに、又は保守性を考慮して選定された十分な数のサンプルの分析値に基づいて核種組成比が設定されていること、クリアランスレベル近傍の放射能濃度に対応する放射能濃度の基準核種が含まれているサンプルを含んでいること及び統計処理(例えば有限個のサンプル分析値からの母集団パラメータの推定)の妥当性に関する合理的な説明がなされていること、並びに統計処理等に起因する不確かさに関する適切な説明がなされていること。

ハ: 放射化計算法によって放射能濃度を決定する場合には、使用実績のある放射化計算コードが用いられ、計算に用いた入力パラメータ(親元素の組成、中性子束、照射時間等)の妥当性及びサンプル分析値との比較結果等による計算結果の妥当性に関する合理的な説明がなされていること、並びに入力パラメータの不確かさに関する適切な説明がなされていること。

ニ: 平均放射能濃度法によって放射能濃度を決定する場合には、サンプル分析値に基づいて評価単位での放射性物質濃度を適切に評価できるよう代表性を考慮して十分な数のサンプルの採取箇所が選定されていること及び統計処理(例えば有限個のサンプル分析値からの母集団パラメータの推定)の妥当性に関する合理的な説明がなされていること、並びに統計処理等に起因する不確かさに関する適切な説明がなされていること。

(2) (略)

(3) 放射能濃度確認対象物の汚染の状態に応じて、以下のとおりであること。

イ：放射能濃度確認対象物の汚染が表面汚染のみであって建屋コンクリートのように部材が厚い場合には、決定される放射能濃度が過小評価とならないように、適切な厚さ（5 cm程度）に応じた当該対象物の重量をもとに放射能濃度の決定が行われていること。

ロ：放射能濃度確認対象物が被覆付きケーブルの場合であって、被覆部と芯線部を分別しない場合には、過小評価とならないように放射能濃度の決定が行われていること。

(4) 一部の測定単位の放射能濃度に基づいて放射能濃度の決定を行う場合については、以下のとおりであること。

イ（略）

ロ（略）

(5) 以上の点について、規則第5条第1項第7号並びに第2項第2号及び第5号に掲げる事項として、申請書及びその添付書類に記載されていること。

イ：放射能濃度確認対象物の汚染が表面汚染のみであって建屋コンクリートのように部材が厚い場合には、決定される放射能濃度が過小評価とならないように、適切な厚さ（5 cm程度）に応じた当該対象物の重量をもとに放射能濃度が決定されていること。

（新設）

(4) 評価単位の放射能濃度確認対象物の放射能濃度を一部の測定単位の放射能濃度に基づいて決定する場合については、以下のとおりであること。

イ（略）

ロ（略）

(5) 以上の点について、製錬等放射能濃度確認規則第5条第1項第7号並びに第2項第2号及び第5号又は試験炉等放射能濃度確認規則第5条第1項第7号並びに第2項第2号及び第5号に掲げる事項として、申請書及びその添付書類に記載されていること。

3.4. 放射線測定装置の選択及び測定条件

（規則第6条第4号）

四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。

イ 放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、汚染の状況等に応じた適切なものであること。

ロ 放射能濃度の測定条件は、第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。

3.4. 放射線測定装置及び測定条件

（製錬等放射能濃度確認規則第6条第4号）

四 放射能濃度確認対象物中の放射性物質の放射能濃度の測定に使用する放射線測定装置及び測定条件は、次によるものであること。

イ 放射能濃度の測定に使用する放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の性状等に応じた適切なものであること。

ロ 放射能濃度の測定条件は、第二条に規定する基準の放射能濃度以下であることを適切に判断できるものであること。

(1) 「放射能濃度確認対象物の形状、材質及び汚染の状況等に応じた適切なもの」については、以下のとおりであること。

イ・ロ (略)

(2) 「第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるもの」については、以下のとおりであること。

イ・ロ (略)

(3) 以上の点について、規則第5条第1項第8号及び第2項第6号に掲げる事項として、申請書及びその添付書類に記載されていること。

3.5. 異物の混入等の防止措置

(規則第6条第5号)

五 放射能濃度確認対象物について、異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための適切な措置が講じられていること。

(試験炉等放射能濃度確認規則第6条第4号)

四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。

イ 放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、評価単位及び汚染の状況等に応じ適切なものであること。

ロ 放射能濃度の測定条件は、第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。

(1) 「放射能濃度確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の性状等に応じた適切なもの」及び「放射能濃度確認対象物の形状、材質、評価単位及び汚染の状況等に応じ適切なもの」については、以下のとおりであること。

イ・ロ (略)

(2) 「第二条に規定する基準の放射能濃度以下であることを適切に判断できるもの」及び「第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるもの」については、以下のとおりであること。

イ・ロ (略)

(3) 以上の点について、製錬等放射能濃度確認規則第5条第1項第8号及び第2項第6号又は試験研究炉等放射能濃度確認規則第5条第1項第8号及び第2項第6号に掲げる事項として、申請書及びその添付書類に記載されていること。

3.5. 異物の混入等の防止措置

(製錬等放射能濃度確認規則第6条第5号)

五 放射能濃度確認対象物について、次に掲げる事項を防止するための適切な措置が講じられていること。

イ 異物の混入

ロ 放射性物質による汚染

(1) 「異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための適切な措置が講じられていること」とは、以下のとおりであること。

イ (略)

ロ：原子力事業者等の放射能濃度確認を担当する部署の者及び当該原子力事業者等から承認を受けた者以外の者が上記イの保管場所に立ち入らないようにするための制限を行っていること。

ハ (略)

ニ：放射能濃度の測定後から原子力規制委員会の確認が行われるまでの間の原子力事業者等の管理体制が厳格な品質管理の下になされること等の措置を講ずること。

ホ・ヘ (略)

(削る)

ハ 確認への支障を及ぼす経年変化

(試験炉等放射能濃度確認規則第6条第5号)

五 放射能濃度確認対象物について、異物が混入されず、かつ、放射性物質によって汚染されないよう適切な措置が講じられていること。

(1) 製錬等放射能濃度確認規則第6条第5号又は試験炉等放射能濃度確認規則第6条第5号に掲げる異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための「適切な措置が講じられていること」とは、以下のとおりであること。

イ (略)

ロ：製錬事業者等又は試験研究炉等設置者等の放射能濃度確認を担当する部署の者及び当該製錬事業者等又は試験研究炉等設置者等から承認を受けた者以外の者が上記イの保管場所に立ち入らないようにするための制限を行っていること。

ハ (略)

ニ：放射能濃度の測定後から原子力規制委員会の確認が行われるまでの間の製錬事業者等又は試験研究炉設置者等の管理体制が厳格な品質管理の下になされること等の措置を講ずること。

ホ・ヘ (略)

(2) 製錬等放射能濃度確認規則第6条第5号に掲げる確認への支障を及ぼす経年変化を防止するための「適切な措置が講じられていること」とは、以下のとおりであること。

イ：原子力規制委員会による確認において、経年変化（例えば、評価に用いる放射性物質の放射能濃度が放射性壊変により著しく減衰すること、放射能濃度確認対象物の表面状態がさび等により変化すること等）によって放射能濃度の測定が認可を受けた方法に従って行われていることを判別できない状況が発生するこ

(2) 以上の点について、規則第5条第1項第9号及び第2項第7号に掲げる事項として、申請書及びその添付書類に記載されていること。

4. 放射能濃度の測定及び評価のための品質保証

(1) 放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する上で、原子力事業者等による放射能濃度の測定及び評価に係る業務が高い信頼性をもって実施され、かつ、その信頼性が維持されていることが重要であることから、上記3. の測定及び評価の方法については、その測定及び評価の業務に係る品質保証の体制が、以下のとおりであること。

イ～ニ (略)

(2) 以上の点について、規則第5条第2項第8号に掲げる事項として、申請書の添付書類に記載されていること。

別記

1

^3H 、 ^{14}C 、 ^{36}Cl 、 ^{41}Ca 、 ^{46}Sc 、 ^{54}Mn 、 ^{55}Fe 、 ^{59}Fe 、 ^{58}Co 、 ^{60}Co 、 ^{59}Ni 、 ^{63}Ni 、 ^{65}Zn 、 ^{90}Sr 、 ^{94}Nb 、 ^{95}Nb 、 ^{99}Tc 、 ^{106}Ru 、 $^{108\text{m}}\text{Ag}$ 、 $^{110\text{m}}\text{Ag}$ 、 ^{124}Sb 、 $^{123\text{m}}\text{Te}$ 、 ^{129}I 、 ^{134}Cs 、 ^{137}Cs 、 ^{133}Ba 、 ^{152}Eu 、 ^{154}Eu 、 ^{160}Tb 、 ^{182}Ta 、 ^{239}Pu 、

とを防止するため、評価に用いる放射性物質のうち放射線測定法によって放射能濃度を測定する放射性物質の半減期を超える管理をしないこと、放射能濃度確認対象物の表面において放射線の測定効率が大きく変わるような腐食や劣化が生じないように管理を徹底すること等の措置を講ずること。

(3) 以上の点について、製錬等放射能濃度確認規則第5条第1項第9号及び第2項第7号又は試験炉等放射能濃度確認規則第5条第1項第9号及び第2項第7号に掲げる事項として、申請書及びその添付書類に記載されていること。

4. 放射能濃度の測定及び評価のための品質保証

(1) 放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する上で、製錬事業者等又は試験研究炉等設置者等による放射能濃度の測定及び評価に係る業務が高い信頼性をもって実施され、かつ、その信頼性が維持されていることが重要であることから、上記3. の測定及び評価の方法については、その測定及び評価の業務に係る品質保証の体制が、以下のとおりであること。

イ～ニ (略)

(2) 以上の点について、製錬等放射能濃度確認規則第5条第2項第7号及び試験炉等放射能濃度確認規則第5条第2項第7号に掲げる事項として、申請書の添付書類に記載されていること。

(新設)

^{241}Pu , ^{241}Am

2

^3H , ^{14}C , ^{46}Sc , ^{54}Mn , ^{55}Fe , ^{59}Fe , ^{58}Co , ^{60}Co , ^{65}Zn , ^{89}Sr , ^{90}Sr ,

^{91}Y , ^{95}Zr , ^{94}Nb , ^{95}Nb , ^{103}Ru , ^{106}Ru , $^{108\text{m}}\text{Ag}$, $^{110\text{m}}\text{Ag}$, $^{114\text{m}}\text{In}$, ^{113}Sn ,

$^{119\text{m}}\text{Sn}$, ^{123}Sn , ^{124}Sb , ^{125}Sb , $^{125\text{m}}\text{Te}$, $^{127\text{m}}\text{Te}$, $^{129\text{m}}\text{Te}$, ^{134}Cs , ^{137}Cs ,

^{141}Ce , ^{144}Ce , $^{148\text{m}}\text{Pm}$, ^{154}Eu , ^{155}Eu , ^{153}Gd , ^{160}Tb , ^{181}Hf , ^{182}Ta ,

^{238}Pu , ^{239}Pu , ^{240}Pu , ^{241}Pu , ^{241}Am , $^{242\text{m}}\text{Am}$, ^{243}Am , ^{242}Cm , ^{243}Cm ,

^{244}Cm

3

^{232}U , ^{234}U , ^{235}U , ^{236}U , ^{238}U

(解説1)

クリアランスレベルに係る国際基準等の考え方と我が国の規制基準との整合性

1. 国際基準におけるクリアランスに関する線量の考え方

放射性物質によって汚染された物を規制から除外する行為である「クリアランス」に関連する線量の考え方として、国際放射線防護委員会(ICRP) Publication 46[1]では、「個人が行動を決定する際に考慮に入れないリスクレベル (10^{-6} /年)」や「些細なリスクとして許容できるレベル」に相当する線量として、年間 100 マイクロシーベルトという線量が示されている(注1を参照)。

また、同 Publication では、規制免除されたいくつかの物(線源)から1人の個人が受ける年線量の合計は、最も大きな個人線量を与える1つの免除された線源からの寄与分の10倍よりも低いことはほとんど確実であるとして、1つの線源からの線量を年間100マイクロシーベルトの1/10である年間10マイクロシーベルトとする考え方を示している(注1を参照)。すなわち年間100マイクロシーベルトという線量は、必ずしも1つの線源に含まれる放射性物質に起因する人の被ばく線量に

(解説1)

クリアランスレベルに係る国際基準等の考え方と我が国の規制基準との整合性

1. 国際基準におけるクリアランスに関する線量の考え方

放射性物質によって汚染された物を規制から除外する行為である「クリアランス」に関連する線量の考え方として、国際放射線防護委員会(ICRP) Publication 46[1]では、「個人が行動を決定する際に考慮に入れないリスクレベル (10^{-6} /年)」や「些細なリスクとして許容できるレベル」に相当する線量として、年間 100 マイクロシーベルトという線量が示されている(注1を参照)。

また、同 Publication では、規制免除されたいくつかの物(線源)から1人の個人が受ける年線量の合計は、最も大きな個人線量を与える1つの免除された線源からの寄与分の10倍よりも低いことはほとんど確実であるとして、1つの線源からの線量を年間100マイクロシーベルトの1/10である年間10マイクロシーベルトとする考え方を示している(注1を参照)。すなわち年間100マイクロシーベルトという線量は、必ずしも1つの線源に含まれる放射性物質に起因する人の被ばく線量に

対応するものではない。

国際原子力機関（IAEA）の安全基準^{*1}の一つである一般安全要件（General Safety Requirements）の GSR Part 3（2014）[2]では、クリアランスの原則の一つ^{*2}として、「被ばくリスクが十分に小さいこと」を挙げている。この「被ばくリスクが十分に小さいこと」の基準として、GSR Part 3 では、ある物質に含まれる放射性物質に起因する人の被ばく線量が以下の(a)と(b)のいずれも満たしていることとし^{*3}、これらを満たす場合にその物質はクリアランスレベル^{*4}以下であるとする考え方を示している。

(a) 現実的な被ばくシナリオ（以下「現実的シナリオ」という。）を考えた場合には、年間 10 マイクロシーベルトのオーダー^{*5}又はそれ以下であること

(b) 発生確率の低い被ばくシナリオ（以下「低確率シナリオ」という。）を考えた場合には、年間 1 ミリシーベルトを超えないこと

また、ICRP Publicaiton 104（2007）[3]では、数 $10\mu\text{Sv/年}$ という基準線量を用いてクリアランスレベルを算出することは適切であるとし、免除された複数の被ばく状況から同時に線量を受けた場合においても、この線量基準は保守的であるとしている。さらに、上述の(a)及び(b)に示したシナリオ及び線量基準に基づきクリアランスレベルが導出されていることについて、発生確率の低い状況に対しては $10\mu\text{Sv/年}$ を上回る線量が生じる可能性を許容していることを示していると述べている（注 4 を参照）。

2. (略)

3. 我が国の規制基準及び国際基準との整合性

原子力安全委員会（1999）[6]は、現実的に起こり得ると想定されるシナリオから受ける個人の線量について、行為や評価経路等の重畳を考慮して、年間 100 マイクロシーベルトの 1/10 である年間 10 マイクロシーベルトとする考え方を示している（注 2 を参照）。これ

対応するものではない。

国際原子力機関（IAEA）の安全基準^{*1}のひとつである一般安全要件（General Safety Requirements）の GSR Part 3（2014）[2]では、クリアランスの原則のひとつ^{*2}として、「被ばくリスクが十分に小さいこと」を挙げている。この「被ばくリスクが十分に小さいこと」の基準として、GSR Part 3 では、ある物質に含まれる放射性物質に起因する人の被ばく線量が以下の(a)と(b)のいずれも満たしていることとし^{*3}、これらを満たす場合にその物質はクリアランスレベル^{*4}以下であるとする考え方を示している。

(a) 現実的な被ばくシナリオ（以下「現実的シナリオ」という。）を考えた場合には、年間 10 マイクロシーベルトのオーダー^{*5}又はそれ以下であること

(b) 発生確率の低い被ばくシナリオ（以下「低確率シナリオ」という。）を考えた場合には、年間 1 ミリシーベルトを超えないこと

また、ICRP Publicaiton 104（2007）[3]では、数 $10\mu\text{Sv/年}$ という基準線量を用いてクリアランスレベルを算出することは適切であるとし、免除された複数の被ばく状況から同時に線量を受けた場合においても、この線量基準は保守的であるとしている。さらに、上述の(a)及び(b)に示したシナリオ及び線量基準に基づきクリアランスレベルが導出されていることについて、発生確率の低い状況に対しては $10\mu\text{Sv/年}$ を上回る線量が生じる可能性を許容していることを示していると述べている（注 4 を参照）。

2. (略)

3. 我が国の規制基準及び国際基準との整合性

原子力安全委員会（1999）[6]は、現実的に起こり得ると想定されるシナリオから受ける個人の線量について、行為や評価経路等の重畳を考慮して、年間 100 マイクロシーベルトの 1/10 である年間 10 マイクロシーベルトとする考え方を示している（注 2 を参照）。これ

は、ICRP Publication 46 の考え方と同じである。こうした考え方に基づき、同委員会はクリアランスレベルを評価するとともに、このクリアランスレベルは、発生頻度が小さいと考えられるシナリオを考慮した場合においても、年間 100 マイクロシーベルトを超えない線量に相当することも確認している。

また、原子力安全委員会（2005）[7]は、IAEA が RS-G-1.7 を発行したことを受け、原子力安全委員会（1999）において自ら評価を行ったクリアランスレベルの再評価を行い、制度化に当たり、国際的整合性などの立場から、IAEA RS-G-1.7 の規制免除レベルを採用することは適切であるとしている（注 3 を参照）。

我が国におけるクリアランスレベルに対応する放射性物質の放射能濃度は、規則に規定されている^{※9}。

規則において規定している 274 種類の放射性物質のうち 257 種類については IAEA GSR Part 3 に規定されており、それらの放射能濃度は GSR Part 3 の値と同じである（例えば H-3 は 1×10^5 Bq/kg、Co-60 及び Cs-137 は 1×10^2 Bq/kg、Sr-90 は 1×10^3 Bq/kg）。また、クリアランスの対象物（以下「クリアランス対象物」という。）に含まれる放射性物質の種類が 2 種類以上である場合は、放射性物質 j に係る D_j/C_j ^{※10} の総和（ $\sum(D_j/C_j)$ ）が 1 を超えないこととしており、これも IAEA GSR Part 3 や原子力安全委員会と同じ考え方である。

以上のように、我が国のクリアランスに係る基準は、複数のクリアランス対象物による異なる被ばく経路を介した被ばくの重畳を考慮した「1 つのクリアランス対象物に対する線量基準（例えば現実的シナリオについては年間 10 マイクロシーベルト）」を基に算出された国際基準に基づいたものであり、原子力規制委員会はこのクリアランスレベルを、1 つのクリアランス対象物に係る規制基準として、原子炉等規制法の規則に規定している。

は、ICRP Publication 46 の考え方と同じである。こうした考え方に基づき、同委員会はクリアランスレベルを評価するとともに、このクリアランスレベルは、発生頻度が小さいと考えられるシナリオを考慮した場合においても、年間 100 マイクロシーベルトを超えない線量に相当することも確認している。

また、原子力安全委員会（2005）[7]は、IAEA が RS-G-1.7 を発行したことを受け、原子力安全委員会（1999）において自ら評価を行ったクリアランスレベルの再評価を行い、制度化に当たり、国際的整合性などの立場から、IAEA RS-G-1.7 の規制免除レベルを採用することは適切であるとしている（注 3 を参照）。

我が国におけるクリアランスレベルに対応する放射性物質の放射能濃度は、放射能濃度の確認に係る原子力規制委員会規則^{※9}（以下「クリアランス規則」という。）に規定されている^{※10}。

クリアランス規則においては、クリアランスの評価に必要な放射性物質の種類は限られるため、IAEA GSR Part 3 で規定されている全ての放射性物質についての放射能濃度は規定していないが、同規則で規定している放射性物質の放射能濃度は GSR Part 3 の値と同じである（例えば H-3 は 100 Bq/g、Co-60 及び Cs-137 は 0.1 Bq/g、Sr-90 は 1 Bq/g）。また、クリアランスの対象物（以下「クリアランス対象物」という。）に含まれる放射性物質の種類が 2 種類以上である場合は、放射性物質 j に係る D_j/C_j ^{※11} の総和（ $\sum(D_j/C_j)$ ）が 1 を超えないこととしており、これも IAEA GSR Part 3 や原子力安全委員会と同じ考え方である。

以上のように、我が国のクリアランスに係る基準は、複数のクリアランス物による異なる被ばく経路を介した被ばくの重畳を考慮した「1 つのクリアランス対象物に対する線量基準（例えば現実的シナリオについては年間 10 マイクロシーベルト）」を基に算出された国際基準に基づいたものであり、原子力規制委員会はこのクリアランスレベルを、1 つのクリアランス対象物に係る規制基準として、原子炉等規制法のクリアランス規則に規定している。

(注1)～(注4) (略)

(削る)

※9 規則第2条

※10 D_j は、対象物に含まれる評価に用いる放射性物質jの平均放射能濃度 $[Bq/kg]$ 、 C_j は、クリアランスレベルに対応する放射性物質jの放射能濃度 $[Bq/kg]$

(解説2)

クリアランスの判定に係る不確かさの考慮

1. 放射能濃度の測定及び評価に伴う不確かさに係る判定基準

規則では、評価単位のクリアランス対象物の評価対象核種jの平均放射能濃度 D_j とクリアランスレベルに対応する放射能濃度基準 C_j から算出した D_j/C_j の総和 $\sum(D_j/C_j)$ が1を超えないことを基準としている^{※11}。

D_j の測定や評価の結果には常に不確かさが伴うことから、 $\sum(D_j/C_j)$ の評価値は幅をもつ。したがって、クリアランスの判定においては、不確かさを考慮し十分な保守性をもって規制基準 ($\sum(D_j/C_j) \leq 1$) に適合していること (すなわちクリアランスレベルを超えていないこと)を確認する必要がある。この際、クリアランスレベルを超えている確率を0にすることは不可能であるが、クリアランス対象物の放射能濃度を過小評価することなく、クリアランスレベルを超える物がクリアランスされてしまう確率を十分低く抑える必要がある。

この「確率を十分低く抑える」ための判定基準として、計量学の分野において推定の不確かさに係る判定の目安の一つとして用いられ

(注1)～(注4) (略)

※9 製錬等放射能濃度確認規則及び試験炉等放射能濃度確認規則

※10 製錬等放射能濃度確認規則第2条及び試験炉等放射能濃度確認規則第2条

※11 D_j は、対象物に含まれる評価に用いる放射性物質jの平均放射能濃度 $[Bq/g]$ 、 C_j は、クリアランスレベルに対応する放射性物質jの放射能濃度 $[Bq/g]$

(解説2)

クリアランスの判定に係る不確かさの考慮

1. 放射能濃度の測定及び評価に伴う不確かさに係る判定基準

クリアランス規則では、評価単位のクリアランス対象物の評価対象核種jの平均放射能濃度 D_j とクリアランスレベルに対応する放射能濃度基準 C_j から算出した D_j/C_j の総和 $\sum(D_j/C_j)$ が1を超えないことをクリアランスの規制基準としている^{※12}。

D_j の測定や評価の結果には常に不確かさが伴うことから、 $\sum(D_j/C_j)$ の評価値は幅をもつ。したがって、クリアランスの判定においては、不確かさを考慮し十分な保守性をもって規制基準 ($\sum(D_j/C_j) \leq 1$) に適合していること (すなわちクリアランスレベルを超えていないこと)を確認する必要がある。この際、クリアランスレベルを超えている確率を0にすることは不可能であるが、クリアランス対象物の放射能濃度を過小評価することなく、クリアランスレベルを超える物がクリアランスされてしまう確率を十分低く抑える必要がある。

この「確率を十分低く抑える」ための判定基準として、計量学の分野において推定の不確かさに係る判定のめやすのひとつとして用い

ている「信頼の水準が片側 95 %の上側に限界のある区間の限界値（以下「95 %上限値」という。）」を参考とする^{※1.2}。つまり、放射能濃度の測定及び評価に伴う不確かさを考慮して、 $\Sigma(D_j/C_j)$ の 95 %上限値に相当する値が 1 を超えていなければ、規制基準に適合しているものと判定することとする^{※1.3}。この「 $\Sigma(D_j/C_j)$ の 95 %上限値に相当する値」は、各評価対象核種の D_j の評価に伴い起因する不確かさがそれぞれ独立であるとしてモンテカルロ計算等で評価してよい。なお、各評価対象核種の D_j の 95 %上限値を個別に算出した上で求めた $\Sigma(D_j/C_j)$ が 1 を超えない場合も、規制基準に適合しているものと判定する。

この判定基準を平易に言うと、「クリアランス対象物の放射能濃度がクリアランスレベルを超えないようにするため、測定や評価に伴う不確かさに起因する平均放射能濃度の評価値の広がりを考慮し、これが 95 %以上の確率でクリアランスレベル以下であれば規制基準に適合していると判定する」というものである。

※1.1 規則第2条

※1.2 (略)

※1.3 (略)

2. 核種組成比法によって放射能濃度を評価する場合について

クリアランス対象物の D_j の決定方法としては、信頼性確保の観点から、直接放射線を測定する方法によることが基本である。

他方、直接放射線を測定することが困難な放射性物質（以下「難測定核種」という。）については核種組成比法を用いて放射能濃度が評価され、核種組成比法が適用できない場合は平均放射能濃度法を用いて放射能濃度を評価する^{※1.4}。このうち核種組成比法とは、クリアラ

られている「信頼の水準が片側 95 %の上側に限界のある区間の限界値（以下「95 %上限値」という。）」を参考とする^{※1.3}。つまり、放射能濃度の測定及び評価に伴う不確かさを考慮して、 $\Sigma(D_j/C_j)$ の 95 %上限値に相当する値が 1 を超えていなければ、規制基準に適合しているものと判定することとする^{※1.4}。この「 $\Sigma(D_j/C_j)$ の 95 %上限値に相当する値」は、各評価対象核種の D_j の評価に伴い起因する不確かさがそれぞれ独立であるとしてモンテカルロ計算等で評価してよい。なお、各評価対象核種の D_j の 95 %上限値を個別に算出した上で求めた $\Sigma(D_j/C_j)$ が 1 を超えない場合も、規制基準に適合しているものと判定する。

この判定基準を平易に言うと、「クリアランス対象物の放射能濃度がクリアランスレベルを超えないようにするため、測定や評価に伴う不確かさに起因する平均放射能濃度の評価値の広がりを考慮し、これが 95 %以上の確率でクリアランスレベル以下であれば規制基準に適合していると判定する」というものである。

※1.2 製錬等放射能濃度確認規則第2条及び試験炉等放射能濃度確認規則第2条

※1.3 (略)

※1.4 (略)

2. 核種組成比法によって放射能濃度を評価する場合について

クリアランス対象物の D_j の決定方法としては、信頼性確保の観点から、直接放射線を測定する方法によることが基本である。

他方、直接放射線を測定することが困難な放射性物質（以下「難測定核種」という。）については核種組成比法を用いて放射能濃度が評価され、核種組成比法が適用できない場合は平均放射能濃度法を用いて放射能濃度を評価する^{※1.5}。このうち核種組成比法とは、クリアラ

ンス対象物が発生する領域（例えば数百トン）から採取された複数の代表試料（例えば数百グラム）の放射化学分析結果に基づき、放射線測定が容易な放射性物質（以下「基準核種」という。）との相関関係が認められる難測定核種に対して適用可能な評価方法である。この際、「相関関係」が認められるための条件は以下のとおりである。

- －代表試料を採取した領域における汚染の履歴やプロセスを踏まえて、核種組成比がおおむね均一であることが推定されること。
- －代表試料は、ランダムに、又は保守性を考慮して選定され、十分な数があること。

難測定核種の放射能濃度の評価に核種組成比法を用いる場合は、クリアランス対象物に含まれる基準核種と基準核種との核種組成比で評価した難測定核種のそれぞれについての D_j の値とその確率密度分布から $\Sigma(D_j/C_j)$ の値とその確率密度分布をそれぞれ求め、 $\Sigma(D_j/C_j)$ の95%上限値が1を超えないことを確認する。この際、規則で規定している平均放射能濃度は算術平均値であるため、代表試料の核種組成比が対数正規分布となる場合であっても、 D_j の値は中央値ではなく算術平均値を求めた上で、 $\Sigma(D_j/C_j)$ の95%上限値を算出することに留意する必要がある。

※14 規則第6条第3号において、「放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比又は計算その他の方法を用いて放射能濃度の決定を行うことができる。」としている。

参考文献

- [1] ICRP Publication 46, Principles for the Disposal of Solid Radioactive Waste, Annals of the ICRP, 15, No.4 (1985) (邦訳) 社団法人日本アイソトープ協会, ICRP Publication 46 放射性固体廃棄物処分に関する放射線防護の諸原則 (1987)
- [2] (略)

ンス対象物が発生する領域（例えば数百トン）から採取された複数の代表試料（例えば数百グラム）の放射化学分析結果に基づき、放射線測定が容易な放射性物質（以下「基準核種」という。）との相関関係が認められる難測定核種に対して適用可能な評価方法である。この際、「相関関係」が認められるための条件は以下のとおりである。

- －代表試料を採取した領域における汚染の履歴やプロセスを踏まえて、核種組成比が概ね均一であることが推定されること。
- －代表試料は、ランダムに、又は保守性を考慮して選定され、十分な数があること。

難測定核種の放射能濃度の評価に核種組成比法を用いる場合は、クリアランス対象物に含まれる基準核種と基準核種との核種組成比で評価した難測定核種のそれぞれについての D_j の値とその確率密度分布から $\Sigma(D_j/C_j)$ の値とその確率密度分布をそれぞれ求め、 $\Sigma(D_j/C_j)$ の95%上限値が1を超えないことを確認する。この際、クリアランス規則で規定している平均放射能濃度は算術平均値であるため、代表試料の核種組成比が対数正規分布となる場合であっても、 D_j の値は中央値ではなく算術平均値を求めた上で、 $\Sigma(D_j/C_j)$ の95%上限値を算出することに留意する必要がある。

※15 製錬等放射能濃度確認規則第6条第3号及び試験炉等放射能濃度確認規則第6条第3号において、「放射性物質の組成比、計算その他の方法」は、放射線測定装置によって測定が困難である場合の方法であるとしている。

参考文献

- [1] ICRP Publication 46, Principles for the Disposal of Solid Radioactive Waste, Annals of the ICRP, 15, No.4 (1985) (邦訳) 日本アイソトープ協会, ICRP Publication 46 放射性固体廃棄物処分に関する放射線防護の諸原則 (1987)
- [2] (略)

[3] ICRP Publication 104, Scope of Radiological Protection Control Measures, Annals of the ICRP, Vol.37, No.5 (2007)
(邦訳) 社団法人日本アイソトープ協会, ICRP Publication 104
放射線防護の管理方策の適用範囲 (2013)

[3] ICRP Publication 104, Scope of Radiological Protection Control Measures, Annals of the ICRP, Vol.37, No.5 (2007)
(邦訳) 日本アイソトープ協会, ICRP Publication 104 放射線防護の管理方策の適用範囲 (2013)

クリアランス規則等の見直しについて

令和元年 11 月 27 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和元年 6 月 5 日の原子力規制委員会において、クリアランスに係る規制について、次の措置を行うことが了承された^{※1}（別添参照）。

①審査基準を新たに制定

②対象物が発生する原子力施設や対象物の拡大及び IAEA GSR Part 3^{※2}の反映を踏まえた規則の制定

このうち、①の審査基準については、②の規則の制定に先行して本年 9 月に制定された^{※3}。

2. 主な見直し内容

上記②の措置として、クリアランスに係る現行の 2 つの規則^{※4}（以下「現行クリアランス規則」という。）を廃止し、新たに原子力規制委員会規則（以下「新クリアランス規則」という。）を制定するとともに、①の審査基準の関連箇所を改正する。主な内容は以下のとおりとしたい。

（1）対象施設及び対象物の拡大（別表 1 参照）

現行クリアランス規則は、全ての原子力事業者及び原子炉設置者に適用される一方で、施設については発電用原子炉施設、ウラン加工施設^{※5}、試験研究炉施設及び使用施設（ウラン使用施設^{※6}を含む）のみを対象としている。加えて、これら対象施設から発生する資材等のうちクリアランスの対象物は限定されている。

新クリアランス規則では、今後様々な原子力施設から発生する様々な資材等のクリアランスに対応できるよう、全ての原子力施設を対象とし、クリアランス対象物も拡大する。

ただし、ウラン加工施設やウラン使用施設から発生する専らウランで汚染された資材等については、現行どおり金属のみをクリアランスの対象とする（注 1）。当該施設から発生する金属以外の資材等の取扱いに関しては、今後、ウラン廃棄物の処分等に係る規制の考え方についての原子力規制委員会における議論を踏まえて検討する。

※1 令和元年度第 11 回原子力規制委員会（令和元年 6 月 5 日）資料 3

※2 IAEA Safety Standards Series No. GSR Part 3, Radiation Protection and Safety of Radiation Sources: International Basic Safety Standards, IAEA, (2014)

※3 放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準（令和元年 9 月 11 日 原規規発第 1909112 号 原子力規制委員会決定）

※4 「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」及び「試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則」

※5 加工施設のうちウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く

※6 使用者が核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設

(2) 放射性物質の種類拡大とそのクリアランスレベルの策定（別表 1 及び別表 2 参照）

①GSR Part 3 に規定されている放射性物質とそのクリアランスレベルの導入

現行クリアランス規則では、次の施設から発生する対象物について、それぞれ 33 種類、49 種類及び 5 種類の放射性物質とそのクリアランスレベルが規定されている。

- ・原子炉施設^{※7}から発生する金属くず、コンクリートの破片及びガラスくず^{※8}
- ・使用施設（ウラン使用施設を除く）から発生する金属くず、コンクリート破片及びガラスくず^{※8}
- ・ウラン加工施設及びウラン使用施設から発生する金属くず

新クリアランス規則では、(1) に示した対象施設及び対象物の拡大に加えて、クリアランスされた様々な資材が将来的に国内外問わず広く再利用され得ることも念頭に、現行クリアランス規則に規定されている放射性物質とそのクリアランスレベルに加えて、国際基準である GSR Part 3 に規定されている 257 種類の放射性物質とそのクリアランスレベルを新たに規定する。

②RI 法^{※9}の対象である放射性汚染物に係る放射性物質とそのクリアランスレベルの原子炉等規制法への導入

RI 法及び関連する規則等では、RI 許可届出使用者等^{※10}を対象とした放射性汚染物のクリアランス制度が定められており^{※11}、放射性汚染物のクリアランスは RI 法に基づいて行われる。

一方、(1) の見直しで新たに対象とする原子力施設のうち廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設では、「特例 RI 廃棄物」（注 2）が取り扱われることが想定される。そのため、これら施設の廃止措置等に伴い、放射性汚染物由来の放射性物質で汚染された資材等のクリアランスも想定される。

新クリアランス規則では、現行の RI 法の告示^{※12}（以下「RI 告示」という。）において汚染物^{※13}及び放射化物^{※14}についてそれぞれ規定されている 53 種類及び 37 種類の放射性物質とそのクリアランスレベルを新たに規定する。

上記①及び②により、現行クリアランス規則及び RI 告示に規定されている放射性物質であって GSR Part 3 に規定されていないもの 17 種類（重複を除く。）と GSR Part 3 に規定されている 257 種類の、合計 274 種類の放射性物質とそのクリアランスレベルを新クリアランス規則に規定することとなる。

※7 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設

※8 ロックウール及びグラスウールに限る

※9 放射性同位元素等の規制に関する法律

※10 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可販売者

※11 放射性同位元素等の規制に関する法律第 33 条の 3、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 29 条の 2 及び放射線を放出する同位元素の数量等を定める件第 27 条

※12 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件第 27 条

※13 放射性同位元素によって汚染された物であって金属くず、コンクリート破片、ガラスくず又は燃え殻若しくはばいじん

※14 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物であって金属くず又はコンクリート破片

ただし、現行クリアランス規則及びRI 告示に規定されている放射性物質のうち GSR Part 3 に規定されているもののクリアランスレベルは、GSR Part 3 の値と等しいことから、クリアランスレベルについての見直しは行わない。

(3) 評価に用いる放射性物質の選定方法（別表 1 参照）

クリアランスの評価に用いる放射性物質の選定方法については現行の審査基準に規定されている。同審査基準では、対象物に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で寄与の大きいものを、現行クリアランス規則に規定されている放射性物質から選定することとしている（注3）。

改正後の審査基準においては、「評価に用いる放射性物質」を新クリアランス規則に規定する 274 種類の放射性物質から選定することとする。

ただし、現行クリアランス規則の対象物については、引き続き、現行クリアランス規則で規定されている放射性物質から選定してよいこととする。

3. 今後の予定

○新クリアランス規則案及び審査基準の改正案の意見募集の実施：令和2年1月頃

○原子力規制委員会への結果報告及び規則等の制定：令和2年4月頃

(注1) 我が国のクリアランスレベルの規定に当たって参考とした原子力安全委員会報告書「ウラン取扱施設におけるクリアランスレベルについて」(平成21年10月5日)では、以下のように記載されている。

- ・我が国では、環境基本法及び循環型社会形成推進基本法をはじめとするリサイクルを基本とする法体系の整備により廃棄物等リサイクルが進められており、環境省統計によれば、金属系の廃棄物等のリサイクル率は約97%である。このため、ウラン取扱施設からクリアランスされる金属についても、このような金属の再利用に係る現状を踏まえ、クリアランスレベルは、再利用に係るシナリオについて評価することを基本とした。
- ・U-234、U-235、U-238は、その子孫核種の生成により、長期的に被ばく線量が増加することが想定され、その影響を考慮したモデルにより線量評価を行うことが求められる。一方、金属製品の耐用年数を考慮すると、市場希釈によって被ばく線量が低減することも想定される。そこで、本報告における金属の再利用に関するシナリオ評価では、主な金属製品の耐用年数が100年未満であることを踏まえ、最大線量を評価する期間を100年と設定した。

(注2) RI法第33条の2(廃棄に係る特例)では、RI使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物(特例RI廃棄物)は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなすこととしている。

(注3) 現行の審査基準では、評価に用いる放射性物質として、下式を満足するよう、原子炉施設から発生するクリアランス対象物については33種類、使用施設(ウラン使用施設を除く)から発生するクリアランス対象物については49種類の放射性物質kの中から D_k/C_k の大きい順にn種類の放射性物質jが選定されていることとしている。また、 D_k/C_k の最大値が、原子炉施設から発生する対象物については33分の1以下、使用施設については49分の1以下であることが明らかな場合は、 D_k/C_k が最大値となる放射性物質のみを評価に用いる放射性物質として選定してよいこととしている。

$$(\sum (D_j/C_j)) / (\sum (D_k/C_k)) \geq 0.9$$

k: 現行クリアランス規則に規定している放射性物質

j: 上記のうち評価に用いる D_j/C_j の高いn種類の放射性物質

D_k : 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質kの平均放射能濃度 [Bq/g]

C_k : 現行クリアランス規則に規定している放射性物質kの放射能濃度 [Bq/g]

D_j : 放射能濃度確認対象物に含まれる評価に用いる放射性物質jの平均放射能濃度 [Bq/g]

C_j : 現行クリアランス規則に規定している放射性物質jの放射能濃度 [Bq/g]

クリアランス規則の見直し及び審査基準の改正の概要

【現行クリアランス規則における対象物と放射物質の種類】

法律		原子炉等規制法					
規則		製錬等放射能濃度確認等規則		試験炉等放射能濃度確認規則			
対象者		製錬事業者、加工事業者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者		試験研究用炉等設置者、使用者			
対象施設		発電用原子炉施設	ウラン加工施設	その他	試験研究炉施設	使用施設	ウラン使用施設
対象物	金属くず	○	○	—	○	○	○
	コンクリート破片	○	—		○	○	—
	ガラスくず	○			○	○	
	上記以外	—			—	—	
放射性物質の種類 ^{※3}		33	5	—	33	49	5

(参考) RI 法	
RI 告示	
許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者、許可販売者	
右記以外	放射化物 ^{※1}
○	○
○	○
○	—
— ^{※2}	—
53 ^{※4}	37 ^{※5}

【新クリアランス規則と改正審査基準における対象物と放射性物質の種類】

(新クリアランス規則)

法律		原子炉等規制法						
規則		放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（仮称）						
対象者		原子力事業者等（原子炉設置者及び原子力事業者）						
対象施設		全ての原子力施設						
		発電用原子炉施設	ウラン加工施設	試験研究炉施設	使用施設	ウラン使用施設	その他	
対象物	固体	金属くず	○	○	○	○	○	○
		コンクリート破片	○	—	○	○	—	
		ガラスくず	○	(今後検討)	○	○	(今後検討)	
		その他	○		○	○		
放射性物質の種類		274						

RI 告示の放射性物質とそのクリアランスレベルについても加える

(改正する審査基準に定める「評価に用いる放射性物質」)

現行クリアランス規則の対象物	発電用原子炉施設（金属くず、コンクリート破片、ガラスくず）：33種類 ウラン加工施設（金属くず）：5種類 試験研究炉施設（金属くず、コンクリート破片、ガラスくず）：33種類 使用施設（金属くず、コンクリート破片、ガラスくず）：49種類 ウラン使用施設（金属くず）：5種類
上記以外	274種類から選定

※1 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によつて汚染された物

※2 燃え殻、ばいじんも対象としている

※3 製錬等放射能濃度確認規則第2条別表第一及び第二、試験炉等放射能濃度確認規則第2条別表の一～三

※4 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年10月23日号外科学技術庁告示第5号）第27条別表第七の一

※5 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年10月23日号外科学技術庁告示第5号）第27条別表第七の二

GSR Part 3、現行クリアランス規則及びRI 告示に規定されている放射性物質

- ①GSR Part 3 : 257 種類
 ②原子炉施設 (発電用原子炉施設又は試験研究炉施設) : 33 種類
 ③ウラン加工施設又はウラン使用施設 : 5 種類
 ④使用施設 (ウラン使用施設を除く) : 49 種類
 ⑤RI 告示に規定されているもの (⑥を除く) : 53 種類
 ⑥RI 告示に規定されているもの (放射化物) : 37 種類

※下表の網掛けは、GSR Part 3 に規定されていない放射性物質のうち現行クリアランス規則及びRI 告示に規定されているもの (17 種類)。

	放射性物質	半減期	①	②	③	④	⑤	⑥
1	H-3	1.2E+01 ;y	○	○		○	○	○
2	Be-7	5.3E+01 ;d	○					○
3	C-14	5.7E+03 ;y	○	○		○	○	○
4	F-18	1.1E+02 ;m	○				○	
5	Na-22	2.6E+00 ;y	○				○	○
6	Na-24	1.5E+01 ;h	○					
7	Si-31	1.6E+02 ;m	○					
8	P-32	1.4E+01 ;d	○				○	
9	P-33	2.5E+01 ;d	○				○	
10	S-35	8.8E+01 ;d	○				○	
11	Cl-36	3.0E+05 ;y	○	○			○	○
12	Cl-38	3.7E+01 ;m	○					
13	K-42	1.2E+01 ;h	○					
14	K-43	2.2E+01 ;h	○					
15	Ca-41	1.0E+05 ;y		○				○
16	Ca-45	1.6E+02 ;d	○				○	○
17	Ca-47	4.5E+00 ;d	○					
18	Sc-46	8.4E+01 ;d	○	○		○		○
19	Sc-47	3.3E+00 ;d	○					
20	Sc-48	4.4E+01 ;h	○					
21	Ti-44	6.3E+01 ;y						○
22	V-48	1.6E+01 ;d	○					
23	V-49	3.3E+02 ;d					○	
24	Cr-51	2.8E+01 ;d	○				○	
25	Mn-51	4.6E+01 ;m	○					
26	Mn-52	5.6E+00 ;d	○					
27	Mn-52m	2.1E+01 ;m	○					
28	Mn-53	3.7E+06 ;y	○					
29	Mn-54	3.1E+02 ;d	○	○		○	○	○
30	Mn-56	2.6E+00 ;h	○					
31	Fe-52	8.3E+00 ;h	○					
32	Fe-55	2.7E+00 ;y	○	○		○	○	○
33	Fe-59	4.5E+01 ;d	○	○		○	○	○
34	Co-55	1.8E+01 ;h	○					
35	Co-56	7.7E+01 ;d	○					○
36	Co-57	2.7E+02 ;d	○				○	○
37	Co-58	7.1E+01 ;d	○	○		○	○	○
38	Co-58m	9.0E+00 ;h	○					
39	Co-60	5.3E+00 ;y	○	○			○	○
40	Co-60m	1.0E+01 ;m	○					
41	Co-61	1.7E+00 ;h	○					
42	Co-62m	1.4E+01 ;m	○					
43	Ni-59	7.6E+04 ;y	○	○				○
44	Ni-63	1.0E+02 ;y	○	○			○	○
45	Ni-65	2.5E+00 ;h	○					
46	Cu-64	1.3E+01 ;h	○					
47	Zn-65	2.4E+02 ;d	○	○			○	○
48	Zn-69	5.6E+01 ;m	○					
49	Zn-69m	1.4E+01 ;h	○					
50	Ga-67	3.3E+00 ;d						○
51	Ga-72	1.4E+01 ;h	○					
52	Ge-68	2.7E+02 ;d						○
53	Ge-71	1.1E+01 ;d	○					
54	As-73	8.0E+01 ;d	○					
55	As-74	1.8E+01 ;d	○					
56	As-76	1.1E+00 ;d	○					
57	As-77	3.9E+01 ;h	○					
58	Se-75	1.2E+02 ;d	○					○
59	Br-82	3.5E+01 ;h	○					
60	Rb-81	4.6E+00 ;h						○
61	Rb-86	1.9E+01 ;d	○				○	
62	Sr-85	6.5E+01 ;d	○				○	
63	Sr-85m	6.8E+01 ;m	○					
64	Sr-87m	2.8E+00 ;h	○					
65	Sr-89	5.1E+01 ;d	○				○	○
66	Sr-90	2.9E+01 ;y	○	○			○	○
67	Sr-91	9.6E+00 ;h	○					
68	Sr-92	2.7E+00 ;h	○					
69	Y-90	6.4E+01 ;h	○				○	
70	Y-91	5.9E+01 ;d	○				○	
71	Y-91m	5.0E+01 ;m	○					
72	Y-92	3.5E+00 ;h	○					
73	Y-93	1.0E+01 ;h	○					
74	Zr-93	1.5E+06 ;y	○					
75	Zr-95	6.4E+01 ;d	○				○	
76	Zr-97	1.7E+01 ;h	○					

	放射性物質	半減期	①	②	③	④	⑤	⑥
77	Nb-93m	1.6E+01 y	○					○
78	Nb-94	2.0E+04 y	○	○		○		○
79	Nb-95	3.5E+01 d	○	○		○		
80	Nb-97	7.2E+01 m	○					
81	Nb-98	5.1E+01 m	○					
82	Mo-90	5.6E+00 h	○					
83	Mo-93	4.0E+03 y	○					
84	Mo-99	6.6E+01 h	○				○	
85	Mo-101	1.5E+01 m	○					
86	Tc-96	4.3E+00 d	○					
87	Tc-96m	5.2E+01 m	○					
88	Tc-97	2.6E+06 y	○					
89	Tc-97m	9.0E+01 d	○					
90	Tc-99	2.1E+05 y	○	○			○	
91	Tc-99m	6.0E+00 h	○				○	
92	Ru-97	2.9E+00 d	○					
93	Ru-103	3.9E+01 d	○			○		
94	Ru-105	4.4E+00 h	○					
95	Ru-106	3.7E+02 d	○	○		○		
96	Rh-103m	5.6E+01 m	○					
97	Rh-105	3.5E+01 h	○					
98	Pd-103	1.7E+01 d	○					
99	Pd-109	1.4E+01 h	○					
100	Ag-105	4.1E+01 d	○					
101	Ag-108m	4.2E+02 y		○		○		○
102	Ag-110m	2.5E+02 d	○	○		○		○
103	Ag-111	7.5E+00 d	○					
104	Cd-109	4.6E+02 d	○				○	
105	Cd-115	5.3E+01 h	○					
106	Cd-115m	4.5E+01 d	○					
107	In-111	2.8E+00 d	○				○	
108	In-113m	1.7E+00 h	○					
109	In-114m	5.0E+01 d	○			○		
110	In-115m	4.5E+00 h	○					
111	Sn-113	1.2E+02 d	○			○		○
112	Sn-119m	2.9E+02 d				○		
113	Sn-125	9.6E+00 d	○					
114	Sb-122	2.7E+00 d	○					
115	Sn-123	1.3E+02 d				○		
116	Sb-124	6.0E+01 d	○	○		○		○
117	Sb-125	2.8E+00 y	○			○	○	○
118	Te-123m	1.2E+02 d	○	○				○
119	Te-125m	5.7E+01 d	○			○		
120	Te-127	9.4E+00 h	○					
121	Te-127m	1.1E+02 d	○			○		
122	Te-129	7.0E+01 m	○					
123	Te-129m	3.4E+01 d	○			○		
124	Te-131	2.5E+01 m	○					
125	Te-131m	3.0E+01 h	○					
126	Te-132	3.2E+00 d	○					

	放射性物質	半減期	①	②	③	④	⑤	⑥
127	Te-133	1.3E+01 m	○					
128	Te-133m	5.5E+01 m	○					
129	Te-134	4.2E+01 m	○					
130	I-123	1.3E+01 h	○				○	
131	I-125	5.9E+01 d	○				○	
132	I-126	1.3E+01 d	○					
133	I-129	1.6E+07 y	○	○				
134	I-130	1.2E+01 h	○					
135	I-131	8.0E+00 d	○				○	
136	I-132	2.3E+00 h	○					
137	I-133	2.1E+01 h	○					
138	I-134	5.3E+01 m	○					
139	I-135	6.6E+00 h	○					
140	Cs-129	3.2E+01 h	○					
141	Cs-131	9.7E+00 d	○					
142	Cs-132	6.5E+00 d	○					
143	Cs-134	2.1E+00 y	○	○		○	○	○
144	Cs-134m	2.9E+00 h	○					
145	Cs-135	2.3E+06 y	○					
146	Cs-136	1.3E+01 d	○					
147	Cs-137	3.0E+01 y	○	○		○	○	○
148	Cs-138	3.3E+01 m	○					
149	Ba-131	1.2E+01 d	○					
150	Ba-133	1.1E+01 y		○			○	○
151	Ba-140	1.3E+01 d	○					
152	La-140	1.7E+00 d	○					
153	Ce-139	1.4E+02 d	○					○
154	Ce-141	3.3E+01 d	○			○	○	
155	Ce-143	3.3E+01 h	○					
156	Ce-144	2.8E+02 d	○			○		
157	Pr-142	1.9E+01 h	○					
158	Pr-143	1.4E+01 d	○					
159	Nd-147	1.1E+01 d	○					
160	Nd-149	1.7E+00 h	○					
161	Pm-147	2.6E+00 y	○				○	
162	Pm-148m	4.1E+01 d				○		
163	Pm-149	5.3E+01 h	○					
164	Sm-151	9.0E+01 y	○					
165	Sm-153	4.6E+01 h	○					
166	Eu-152	1.4E+01 y	○	○			○	○
167	Eu-152m	9.3E+00 h	○					
168	Eu-154	8.6E+00 y	○	○		○		○
169	Eu-155	4.8E+00 y	○			○		
170	Gd-153	2.4E+02 d	○			○	○	
171	Gd-159	1.8E+01 h	○					
172	Tb-160	7.2E+01 d	○	○		○		○
173	Dy-165	2.3E+00 h	○					
174	Dy-166	8.2E+01 h	○					
175	Ho-166	2.7E+01 h	○					
176	Er-169	9.4E+00 d	○					

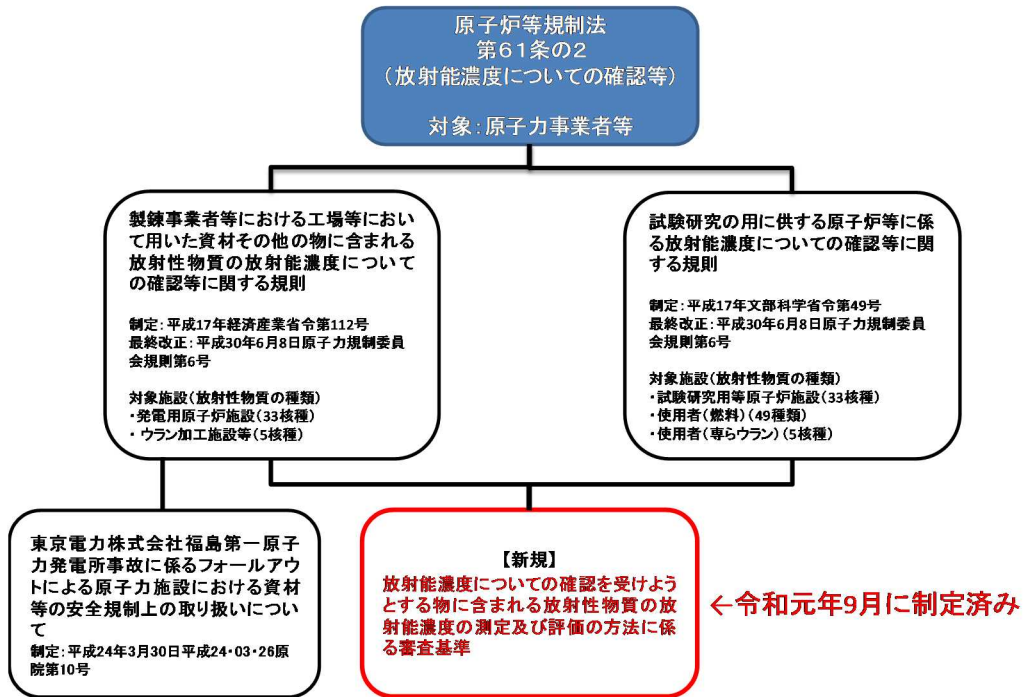
	放射性物質	半減期	①	②	③	④	⑤	⑥
177	Er-171	7.5E+00:h	○					
178	Tm-170	1.3E+02:d	○					
179	Tm-171	1.9E+00:y	○					
180	Yb-169	3.2E+01:d					○	
181	Yb-175	4.2E+00:d	○					
182	Lu-177	6.6E+00:d	○					
183	Hf-181	4.2E+01:d	○			○		
184	Ta-182	1.1E+02:d	○	○		○		○
185	W-181	1.2E+02:d	○					
186	W-185	7.5E+01:d	○					
187	W-187	2.4E+01:h	○					
188	W-188	6.9E+01:d					○	
189	Re-186	3.7E+00:d	○				○	
190	Re-188	1.7E+01:h	○					
191	Os-185	9.4E+01:d	○					
192	Os-191	1.5E+01:d	○					
193	Os-191m	1.3E+01:h	○					
194	Os-193	3.0E+01:h	○					
195	Ir-190	1.2E+01:d	○					
196	Ir-192	7.4E+01:d	○				○	
197	Ir-194	1.9E+01:h	○					
198	Pt-191	2.8E+00:d	○					
199	Pt-193m	4.3E+00:d	○					
200	Pt-197	2.0E+01:h	○					
201	Pt-197m	9.5E+01:m	○					
202	Au-195	1.9E+02:d						○
203	Au-198	2.7E+00:d	○				○	
204	Au-199	3.1E+00:d	○					
205	Hg-197	6.4E+01:h	○					
206	Hg-197m	2.4E+01:h	○					
207	Hg-203	4.7E+01:d	○					○
208	Tl-200	2.6E+01:h	○					
209	Tl-201	7.3E+01:h	○				○	
210	Tl-202	1.2E+01:d	○					
211	Tl-204	3.8E+00:y	○				○	
212	Pb-203	5.2E+01:h	○					
213	Bi-206	6.2E+00:d	○					
214	Bi-207	3.2E+01:y	○					
215	Po-203	3.7E+01:m	○					
216	Po-205	1.7E+00:h	○					
217	Po-207	5.8E+00:h	○					
218	At-211	7.2E+00:h	○					
219	Ra-225	1.5E+01:d	○					
220	Ra-227	4.2E+01:m	○					
221	Th-226	3.1E+01:m	○					
222	Th-229	7.3E+03:y	○					
223	Pa-230	1.7E+01:d	○					
224	Pa-233	2.7E+01:d	○					
225	U-230	2.1E+01:d	○					
226	U-231	4.2E+00:d	○					

	放射性物質	半減期	①	②	③	④	⑤	⑥
227	U-232	6.9E+01:y	○		○			
228	U-233	1.6E+05:y	○					
229	U-234	2.5E+05:y			○			
230	U-235	7.0E+08:y			○			
231	U-236	2.3E+07:y	○		○			
232	U-237	6.8E+00:d	○					
233	U-238	4.5E+09:y			○			
234	U-239	2.3E+01:m	○					
235	U-240	1.4E+01:h	○					
236	Np-237	2.1E+06:y	○					
237	Np-239	2.4E+00:d	○					
238	Np-240	6.2E+01:m	○					
239	Pu-234	8.8E+00:h	○					
240	Pu-235	2.5E+01:m	○					
241	Pu-236	2.9E+00:y	○					
242	Pu-237	4.5E+01:d	○					
243	Pu-238	8.8E+01:y	○			○		
244	Pu-239	2.4E+04:y	○	○		○		
245	Pu-240	6.6E+03:y	○			○		
246	Pu-241	1.4E+01:y	○	○		○		
247	Pu-242	3.7E+05:y	○					
248	Pu-243	5.0E+00:h	○					
249	Pu-244	8.1E+07:y	○					
250	Am-241	4.3E+02:y	○	○		○	○	
251	Am-242	1.6E+01:h	○					
252	Am-242m	1.4E+02:y	○			○		
253	Am-243	7.4E+03:y	○			○		
254	Cm-242	1.6E+02:d	○			○		
255	Cm-243	2.9E+01:y	○			○		
256	Cm-244	1.8E+01:y	○			○	○	
257	Cm-245	8.5E+03:y	○					
258	Cm-246	4.7E+03:y	○					
259	Cm-247	1.6E+07:y	○					
260	Cm-248	3.4E+05:y	○					
261	Bk-249	3.2E+02:d	○					
262	Cf-246	3.6E+01:h	○					
263	Cf-248	3.3E+02:d	○					
264	Cf-249	3.5E+02:y	○					
265	Cf-250	1.3E+01:y	○					
266	Cf-251	9.0E+02:y	○					
267	Cf-252	2.6E+00:y	○					
268	Cf-253	1.8E+01:d	○					
269	Cf-254	6.1E+01:d	○					
270	Es-253	2.0E+01:d	○					
271	Es-254	2.8E+02:d	○					
272	Es-254m	3.9E+01:h	○					
273	Fm-254	3.2E+00:h	○					
274	Fm-255	2.0E+01:h	○					

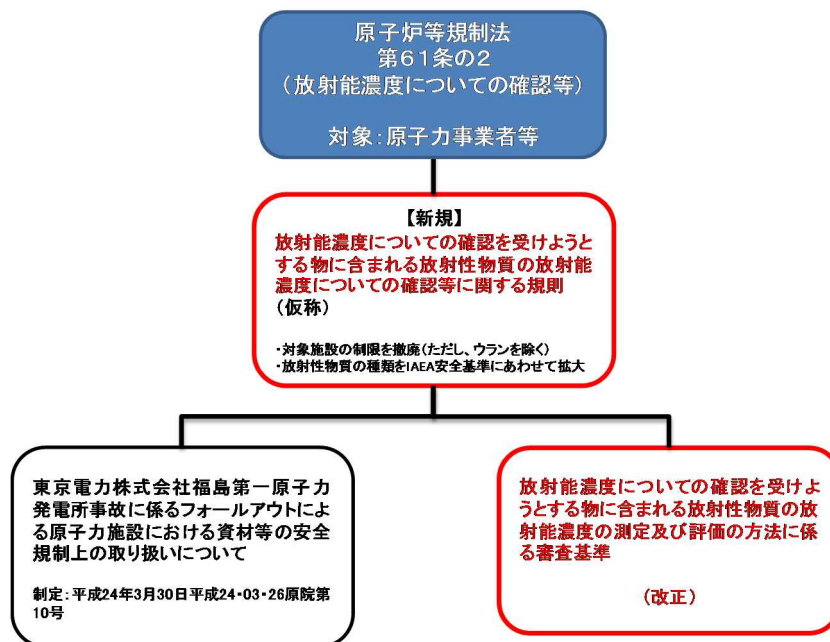
クリアランス制度の改訂方針

(令和元年度第11回原子力規制委員会(令和元年6月5日)資料3より抜粋・追記)

第1段階



第2段階(2019年度中を目途)



クリアランス規則案・経産省令・文科省令の対比表

【クリアランス規則案】	【経産省令】*	【文科省令】*
工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則〔平成十七年十一月二十二日経済産業省令第百十二号〕	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則〔平成十七年十一月三十日文科科学省令第四十九号〕
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則を次のように定める。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二第四項〔平成二四年六月法律四七号により全部改正〕に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則を次のように定める。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則を次のように定める。
—	—	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）について適用する。</p>
<p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 放射能濃度確認対象物 原子力事業者等が工場等において用いた資材その他の物（加工事業者（旧加工事業者等を含む。）が加工施設を設置した工場等（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。）及び使用者（旧使用者等を含む。）が核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等において用いた資材その他の物にあつては金属くずに限る。）であつて、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするものをいう。</p> <p>二 評価単位 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質（放射能濃</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において「製錬事業者等」とは、製錬事業者、加工事業者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）をいう。</p> <p>3 この規則において「放射能濃度確認対象物」とは、製錬事業者等が工場等において用いた資材その他の物であつて、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするものをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条の二 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において「放射能濃度確認対象物」とは、試験研究炉等設置者等又は使用者が工場等において用いた資材その他の物であつて、法第六十一条の二第一項の確認を受けようとするものをいう。</p> <p>3 この規則において「評価単位」とは、放射能濃度確認対象物に含まれる</p>

* 令和元年度第 61 回原子力規制委員会（令和 2 年 2 月 5 日）において決定された「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則」を反映している。

<p>度の評価に用いるものに限る。)の平均放射能濃度の決定(以下「放射能濃度の決定」という。)を行う範囲をいう。</p> <p>三 品質マネジメントシステム 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第二号)第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p>	<p>4 この規則において「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和元年原子力規制委員会規則第二号)第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p>	<p>放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行う範囲をいう。</p> <p>4 この規則において「評価対象放射性物質」とは、評価単位に含まれる放射性物質であって、法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、測定及び評価を行うものをいう。</p> <p>5 この規則において「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和元年原子力規制委員会規則第二号)第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p>
<p>(放射能濃度の基準)</p> <p>第二条 法第六十一条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、評価単位ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める放射能濃度とする。</p> <p>一 評価単位に係る放射性物質の種類が一種類の場合 別表の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる放射能濃度</p> <p>二 評価単位に係る放射性物質の種類が二種類以上の場合 別表の第一欄に掲げる放射性物質の種類ごとの放射能濃度のそれぞれ同表の第二欄に掲げる放射能濃度に対する割合の和が一となるようなこれらの放射能濃度</p>	<p>(放射能濃度の基準)</p> <p>第二条 発電用原子炉設置者が発電用原子炉を設置した工場等において用いた資材その他の物のうち金属くず、コンクリートの破片及びガラスくず(ロックウール及びグラスウールに限る。)に含まれる放射性物質の放射能濃度についての法第六十一条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 評価に用いる放射性物質(別表第一の第一欄に掲げる放射性物質に限る。次号において同じ。)の種類が一種類である場合にあっては、測定及び評価を行う範囲(以下「評価単位」という。)における当該放射性物質の平均放射能濃度の値が同表の第二欄に掲げる当該放射性物質に応じた放射能濃度の値を超えないこと。</p> <p>二 評価に用いる放射性物質の種類が二種類以上である場合にあっては、評価単位におけるそれぞれの放射性物質の平均放射能濃度の値を別表第一の第二欄に掲げるそれぞれの放射性物質に応じた放射能濃度の値で除して得られるそれぞれの割合の和が一を超えないこと。</p> <p>2 加工事業者が加工施設を設置した工場等(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。)において用いた資材その他の物のうち金属くずに含まれる放射性物質の放射能濃度についての法第六十一条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 評価に用いる放射性物質(別表第二の第一欄に掲げる放射性物質に限る。次号において同じ。)の種類が一種類である場合にあっては、評価単位における当該放射性物質の平均放射能濃度の値が同表の第二欄に掲げる当該放射性物質に応じた放射能濃度の値を超えないこと。</p> <p>二 評価に用いる放射性物質の種類が二種類以上である場合にあっては、評価単位におけるそれぞれの放射性物質の平均放射能濃度の値を別表第二の第二欄に掲げるそれぞれの放射性物質に応じた放射能濃度の値で除して得られるそれぞれの割合の和が一を超えないこと。</p>	<p>(放射能濃度の基準)</p> <p>第二条 法第六十一条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、評価単位ごとの評価対象放射性物質の平均放射能濃度が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、いずれも当該各号に定める放射能濃度であることとする。</p> <p>一 評価対象放射性物質の種類が一種類の場合 別表の第一欄に掲げる放射能濃度確認対象物及び同表の第二欄に掲げる評価対象放射性物質の種類に応じて、同表の第三欄に掲げる放射能濃度</p> <p>二 評価対象放射性物質の種類が二種類以上の場合 別表の第一欄に掲げる放射能濃度確認対象物に応じて、同表の第二欄に掲げる評価対象放射性物質の種類ごとの放射能濃度のそれぞれ同表の第三欄に掲げる放射能濃度に対する割合の和が一となるようなこれらの放射能濃度</p>
<p>(確認の申請)</p> <p>第三条 法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地(船舶にあっては、その船舶の名称)</p> <p>三 放射能濃度確認対象物が生ずる施設の名称</p> <p>四 放射能濃度確認対象物の種類及び総重量</p>	<p>(確認の申請)</p> <p>第三条 法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 放射能濃度確認対象物が生じる工場等の名称及び所在地</p> <p>三 放射能濃度確認対象物の種類、評価単位ごとの数量及び重量</p>	<p>(放射能濃度の確認の申請)</p> <p>第三条 法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者は、放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 放射能濃度確認対象物に係る工場等の名称及び所在地(船舶にあっては、その船舶の名称)</p> <p>二 放射能濃度確認対象物を用いていた場所</p> <p>三 放射能濃度確認対象物の種類及び総重量</p>

<p>五 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価に用いた方法</p> <p>六 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果</p> <p>七 確認を受けようとする期日</p> <p>八 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>一 放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関すること。</p> <p>二 法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき測定及び評価が行われたことを示す記録に関すること。</p> <p>三 測定条件、測定結果その他の放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果に関すること。</p> <p>四 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。</p> <p>3 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。</p>	<p>四 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価に用いた方法</p> <p>五 前条に規定する評価に用いる放射性物質の種類ごとの放射能濃度の値並びに前条第二号の規定に基づく割合及びその割合の和</p> <p>六 確認を受けようとする期日</p> <p>七 放射能濃度確認対象物の保管場所</p> <p>2 前項の申請書には、同項第四号に掲げる方法が法第六十一条の二第二項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従って行われていることを説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>3 第一項の申請書及び前項に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。</p>	<p>四 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法</p> <p>2 前項の申請書には、法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき測定及び評価が行われたことを示す記録を添付しなければならない。</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本、副本及び写し各一通とする。</p>
<p>(放射能濃度確認証)</p> <p>第四条 原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査(特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査)により次に掲げる事項について確認をしたときは、放射能濃度確認証を交付する。</p> <p>一 法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定及び評価が行われていること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準に適合していること。</p>	<p>(放射能濃度確認証)</p> <p>第四条 原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査(特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査)により次に掲げる事項を確認したときは、放射能濃度確認証を交付する。</p> <p>一 法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定及び評価が行われていること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準を満たしていること。</p>	<p>(放射能濃度確認証)</p> <p>第四条 原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査(特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査)により次に掲げる事項を確認したときは、放射能濃度確認証を交付する。</p> <p>一 法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定及び評価が行われていること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準を満たしていること。</p>
<p>(放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請)</p> <p>第五条 法第六十一条の二第二項の規定により、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)</p> <p>三 放射能濃度確認対象物が生ずる施設の名称</p> <p>四 放射能濃度確認対象物の種類、発生及び汚染の状況並びに総重量</p> <p>五 評価に用いる放射性物質の種類</p> <p>六 評価単位</p> <p>七 放射能濃度の決定を行う方法</p> <p>八 放射線測定装置の種類及び測定条件</p> <p>九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法</p> <p>十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>一 放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関すること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物の種類、発生状況、汚染の状況及び総重量に関すること。</p>	<p>(放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請)</p> <p>第五条 法第六十一条の二第二項の規定により、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 放射能濃度確認対象物が生じる工場等の名称及び所在地</p> <p>三 放射能濃度確認対象物が生じる施設の名称</p> <p>四 放射能濃度確認対象物の種類</p> <p>五 評価に用いる放射性物質の種類</p> <p>六 放射能濃度の評価単位</p> <p>七 放射能濃度を決定する方法</p> <p>八 放射線測定装置の種類及び測定条件</p> <p>九 放射能濃度確認対象物の管理方法</p> <p>十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>一 放射能濃度確認対象物が生じる施設に関すること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。</p>	<p>(測定及び評価の方法の認可の申請)</p> <p>第五条 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第六十一条の二第二項の規定により、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 放射能濃度の測定及び評価に係る工場等の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)</p> <p>三 放射能濃度の測定及び評価に係る施設の名称</p> <p>四 放射能濃度確認対象物の種類</p> <p>五 評価単位</p> <p>六 評価対象放射性物質の種類</p> <p>七 放射能濃度を決定する方法</p> <p>八 放射線測定装置の種類及び測定条件</p> <p>九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法</p> <p>十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>一 放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。</p>

<p>三 評価に用いる放射性物質の選択に関すること。</p> <p>四 評価単位に関すること。</p> <p>五 放射能濃度の決定を行う方法に関すること。</p> <p>六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。</p> <p>七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。</p> <p>八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。</p> <p>九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項</p> <p>3 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。</p>	<p>三 評価に用いる放射性物質の選択に関すること。</p> <p>四 放射能濃度の評価単位に関すること。</p> <p>五 放射能濃度を決定する方法に関すること。</p> <p>六 放射線測定装置の選択及び測定条件等の設定に関すること。</p> <p>七 放射能濃度確認対象物の管理方法に関すること。</p> <p>八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。</p> <p>九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項</p> <p>3 第一項の申請書及び前項に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。</p>	<p>三 評価単位に関すること。</p> <p>四 評価対象放射性物質の選択に関すること。</p> <p>五 放射能濃度を決定する方法に関すること。</p> <p>六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。</p> <p>七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。</p> <p>八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。</p> <p>九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。</p>
<p>(測定及び評価の方法の認可の基準)</p> <p>第六条 法第六十一条の二第二項の規定に基づく放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 評価に用いる放射性物質は、放射能濃度確認対象物中に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。</p> <p>二 評価単位ごとの重量は、放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮した適切なものであること。</p> <p>三 放射能濃度の決定は、放射線測定装置を用いて、放射能濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し適切に行うこと。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比又は計算その他の方法を用いて放射能濃度の決定を行うことができる。</p> <p>四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。</p> <p>イ 放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、汚染の状況等に応じた適切なものであること。</p> <p>ロ 放射能濃度の測定条件は、第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。</p> <p>五 放射能濃度確認対象物について、異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための適切な措置が講じられていること。</p>	<p>(測定及び評価の方法の認可の基準)</p> <p>第六条 法第六十一条の二第二項の規定に基づく放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 評価に用いる放射性物質は、放射能濃度確認対象物中に含まれる放射性物質のうち、放射線量を評価する上で重要となるものであること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物中の放射性物質の放射能濃度の評価単位は、その評価単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し、適切な重量であること。</p> <p>三 放射能濃度確認対象物中の放射性物質の放射能濃度の決定が、放射能濃度確認対象物の汚染の性状を考慮し、放射線測定その他の適切な方法によるものであること。ただし、放射線測定装置によって測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比、計算その他の方法により放射能濃度が決定されているものであること。</p> <p>四 放射能濃度確認対象物中の放射性物質の放射能濃度の測定に使用する放射線測定装置及び測定条件は、次によるものであること。</p> <p>イ 放射能濃度の測定に使用する放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の性状等に応じた適切なものであること。</p> <p>ロ 放射能濃度の測定条件は、第二条に規定する基準の放射能濃度以下であることを適切に判断できるものであること。</p> <p>五 放射能濃度確認対象物について、次に掲げる事項を防止するための適切な措置が講じられていること。</p> <p>イ 異物の混入</p> <p>ロ 放射性物質による汚染</p> <p>ハ 確認への支障を及ぼす経年変化</p>	<p>(測定及び評価の方法の認可の基準)</p> <p>第六条 原子力規制委員会は、法第六十一条の二第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請があった場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>一 評価単位は、その単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し適切な重量であること。</p> <p>二 評価対象放射性物質は、評価単位に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。</p> <p>三 放射能濃度を決定する場合には、放射線測定装置を用いて、放射能濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し適切に行うこと。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比、計算その他の方法を用いて放射能濃度を決定することができる。</p> <p>四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。</p> <p>イ 放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、評価単位及び汚染の状況等に応じ適切なものであること。</p> <p>ロ 放射能濃度の測定条件は、第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。</p> <p>五 放射能濃度確認対象物について、異物が混入されず、かつ、放射性物質によって汚染されないよう適切な措置が講じられていること。</p>

		<p>(記録の保管)</p> <p>第七条 法第六十一条の二第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1982 405 2849 1766"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所</td> <td>発生の都度</td> <td>工場等から搬出された後十年間</td> </tr> <tr> <td>二 評価単位ごとの重量</td> <td>測定の都度</td> <td>工場等から搬出された後十年間</td> </tr> <tr> <td>三 評価対象放射性物質の放射能濃度</td> <td>測定の都度</td> <td>工場等から搬出された後十年間</td> </tr> <tr> <td>四 放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果</td> <td>測定の都度</td> <td>工場等から搬出された後十年間</td> </tr> <tr> <td>五 放射能濃度の決定に当たり、計算によって放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果</td> <td>計算の都度</td> <td>工場等から搬出された後十年間</td> </tr> <tr> <td>六 放射能濃度の決定に当たり、放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、汚染の除去を行った後の放射能濃度を測定した結果</td> <td>測定の都度</td> <td>工場等から搬出された後十年間</td> </tr> <tr> <td>七 放射性物質の放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件</td> <td>測定の都度</td> <td>工場等から搬出された後十年間</td> </tr> <tr> <td>八 放射線測定装置の点検及び校正の結果</td> <td>点検又は校正の都度</td> <td>工場等から搬出された後十年間</td> </tr> <tr> <td>九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法</td> <td>保管又は保管場所若しくは保管方法の変更の都度</td> <td>工場等から搬出された後十年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	一 放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所	発生の都度	工場等から搬出された後十年間	二 評価単位ごとの重量	測定の都度	工場等から搬出された後十年間	三 評価対象放射性物質の放射能濃度	測定の都度	工場等から搬出された後十年間	四 放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果	測定の都度	工場等から搬出された後十年間	五 放射能濃度の決定に当たり、計算によって放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果	計算の都度	工場等から搬出された後十年間	六 放射能濃度の決定に当たり、放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、汚染の除去を行った後の放射能濃度を測定した結果	測定の都度	工場等から搬出された後十年間	七 放射性物質の放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件	測定の都度	工場等から搬出された後十年間	八 放射線測定装置の点検及び校正の結果	点検又は校正の都度	工場等から搬出された後十年間	九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法	保管又は保管場所若しくは保管方法の変更の都度	工場等から搬出された後十年間
記録事項	記録すべき場合	保存期間																														
一 放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所	発生の都度	工場等から搬出された後十年間																														
二 評価単位ごとの重量	測定の都度	工場等から搬出された後十年間																														
三 評価対象放射性物質の放射能濃度	測定の都度	工場等から搬出された後十年間																														
四 放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果	測定の都度	工場等から搬出された後十年間																														
五 放射能濃度の決定に当たり、計算によって放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果	計算の都度	工場等から搬出された後十年間																														
六 放射能濃度の決定に当たり、放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、汚染の除去を行った後の放射能濃度を測定した結果	測定の都度	工場等から搬出された後十年間																														
七 放射性物質の放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件	測定の都度	工場等から搬出された後十年間																														
八 放射線測定装置の点検及び校正の結果	点検又は校正の都度	工場等から搬出された後十年間																														
九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法	保管又は保管場所若しくは保管方法の変更の都度	工場等から搬出された後十年間																														
<p>(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第七条 次に掲げる申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情</p>	<p>(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第十条 次の各号に掲げる申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によ</p>	<p>(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第十一条 次の各号に掲げる申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によ</p>																														

<p>報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>一 第三条第一項の申請書 二 第五条第一項の申請書</p>	<p>による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>一 第三条第一項の申請書 二 第五条第一項の申請書</p>	<p>機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>一 第三条第一項の申請書 二 第五条第一項の申請書</p>
<p>附 則 (施行期日) 第一条 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十四号)の施行の日(平成十七年十二月一日)から施行する。</p>	<p>附 則 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十四号)の施行の日(平成十七年十二月一日)から施行する。</p>
<p>(製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則等の廃止) 第二条 次に掲げる規則は、廃止する。</p> <p>一 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成十七年経済産業省令第百十二号) 二 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成十七年文部科学省令第四十九号)</p>	<p>附 則〔平成二三年六月一日経済産業省令第二七号〕 この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則〔平成二三年二月一日文部科学省令第二号〕 この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>(製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則等の廃止に伴う経過措置) 第三条 この規則の施行の際現に法第六十一条の二第二項の認可を受けている放射能濃度の測定及び評価の方法に係る放射能濃度確認対象物についての法第六十一条の二第一項の確認の申請については、第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた確認の申請に係る放射能濃度確認対象物の確認の基準については、第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則〔平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号〕 この省令は、原子力規制委員会設置法〔平成二四年六月法律第四七号〕の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。</p>	<p>附 則〔平成二四年九月一四日文部科学省令第三二号抄〕 1 この省令は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。</p>
<p>(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正) 第四条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。この場合において、条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加するものとする。</p> <p>一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号) 附則別表第一 二 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号) 附則別表第二</p>	<p>附 則〔平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号抄〕 (施行期日) 第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。〔後略〕 〔経過措置〕 第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則〔平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号〕 この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律〔平成二五年十一月法律第八二号〕の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。</p>	<p>附 則〔平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号抄〕 (施行期日) 第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。〔後略〕 〔経過措置〕 第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正に伴う経過措置) 第五条 附則第三条第一項の放射能濃度確認対象物についての記録については、前条第一号の規定による改正後の試験研究の用に供する原子炉等</p>	<p>—</p>	<p>附 則〔平成二五年一二月六日原子力規制委員会規則第一六号抄〕 (施行期日) 第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日</p>

<p>の設置、運転等に関する規則第六条の表第十三号又は同条第二号の規定による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の表第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>		<p>(平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。) から施行する。</p>																																																																																																																																			
	<p>—</p>	<p>附 則〔平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号〕 この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律〔平成二五年十一月法律第八二号〕の施行の日(平成二六年三月一日)から施行する。</p>																																																																																																																																			
	<p>附 則〔平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号〕 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則〔平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号〕 この規則は、公布の日から施行する。</p>																																																																																																																																			
	<p>附 則〔令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号〕 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。〔後略〕</p>	<p>附 則〔令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号〕 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。〔後略〕</p>																																																																																																																																			
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="231 898 994 1955"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> </tr> <tr> <th>放射性物質の種類</th> <th>放射能濃度(Bq/kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>³H</td><td>1×10⁵</td></tr> <tr><td>⁷Be</td><td>1×10⁴</td></tr> <tr><td>¹⁴C</td><td>1×10³</td></tr> <tr><td>¹⁸F</td><td>1×10⁴</td></tr> <tr><td>²²Na</td><td>1×10²</td></tr> <tr><td>²⁴Na</td><td>1×10³</td></tr> <tr><td>³¹Si</td><td>1×10⁶</td></tr> <tr><td>³²P</td><td>1×10⁶</td></tr> <tr><td>³³P</td><td>1×10⁶</td></tr> <tr><td>³⁵S</td><td>1×10⁵</td></tr> <tr><td>³⁶Cl</td><td>1×10³</td></tr> <tr><td>³⁸Cl</td><td>1×10⁴</td></tr> <tr><td>⁴²K</td><td>1×10⁵</td></tr> <tr><td>⁴³K</td><td>1×10⁴</td></tr> <tr><td>⁴¹Ca</td><td>1×10⁵</td></tr> <tr><td>⁴⁵Ca</td><td>1×10⁵</td></tr> <tr><td>⁴⁷Ca</td><td>1×10⁴</td></tr> <tr><td>⁴⁶Sc</td><td>1×10²</td></tr> <tr><td>⁴⁷Sc</td><td>1×10⁵</td></tr> <tr><td>⁴⁸Sc</td><td>1×10³</td></tr> <tr><td>⁴⁴Ti</td><td>1×10²</td></tr> <tr><td>⁴⁸V</td><td>1×10³</td></tr> <tr><td>⁴⁹V</td><td>1×10⁷</td></tr> <tr><td>⁵¹Cr</td><td>1×10⁵</td></tr> </tbody> </table>	第一欄	第二欄	放射性物質の種類	放射能濃度(Bq/kg)	³ H	1×10 ⁵	⁷ Be	1×10 ⁴	¹⁴ C	1×10 ³	¹⁸ F	1×10 ⁴	²² Na	1×10 ²	²⁴ Na	1×10 ³	³¹ Si	1×10 ⁶	³² P	1×10 ⁶	³³ P	1×10 ⁶	³⁵ S	1×10 ⁵	³⁶ Cl	1×10 ³	³⁸ Cl	1×10 ⁴	⁴² K	1×10 ⁵	⁴³ K	1×10 ⁴	⁴¹ Ca	1×10 ⁵	⁴⁵ Ca	1×10 ⁵	⁴⁷ Ca	1×10 ⁴	⁴⁶ Sc	1×10 ²	⁴⁷ Sc	1×10 ⁵	⁴⁸ Sc	1×10 ³	⁴⁴ Ti	1×10 ²	⁴⁸ V	1×10 ³	⁴⁹ V	1×10 ⁷	⁵¹ Cr	1×10 ⁵	<p>別表第一(第2条関係) 放射能濃度</p> <table border="1" data-bbox="1083 898 1929 1955"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> </tr> <tr> <th>放射性物質の種類</th> <th>放射能濃度(Bq/g)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>³H</td><td>100</td></tr> <tr><td>¹⁴C</td><td>1</td></tr> <tr><td>³⁶Cl</td><td>1</td></tr> <tr><td>⁴¹Ca</td><td>100</td></tr> <tr><td>⁴⁶Sc</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>⁵⁴Mn</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>⁵⁵Fe</td><td>1000</td></tr> <tr><td>⁵⁹Fe</td><td>1</td></tr> <tr><td>⁵⁸Co</td><td>1</td></tr> <tr><td>⁶⁰Co</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>⁵⁹Ni</td><td>100</td></tr> <tr><td>⁶³Ni</td><td>100</td></tr> <tr><td>⁶⁵Zn</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>⁹⁰Sr</td><td>1</td></tr> <tr><td>⁹⁴Nb</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>⁹⁵Nb</td><td>1</td></tr> <tr><td>⁹⁹Tc</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	第一欄	第二欄	放射性物質の種類	放射能濃度(Bq/g)	³ H	100	¹⁴ C	1	³⁶ Cl	1	⁴¹ Ca	100	⁴⁶ Sc	0.1	⁵⁴ Mn	0.1	⁵⁵ Fe	1000	⁵⁹ Fe	1	⁵⁸ Co	1	⁶⁰ Co	0.1	⁵⁹ Ni	100	⁶³ Ni	100	⁶⁵ Zn	0.1	⁹⁰ Sr	1	⁹⁴ Nb	0.1	⁹⁵ Nb	1	⁹⁹ Tc	1	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1982 898 2828 1955"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> </tr> <tr> <th>放射能濃度確認対象物</th> <th>評価対象放射性物質の種類</th> <th>放射能濃度(Bq/g)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">一 試験研究炉等設置者等が試験研究用等原子炉施設において用いた資材その他の物であって金属くず、コンクリート破片又はガラスくず(ロックウール及びガラスウールに限る。)</td> <td>³H</td> <td>100</td> </tr> <tr><td>¹⁴C</td><td>1</td></tr> <tr><td>³⁶Cl</td><td>1</td></tr> <tr><td>⁴¹Ca</td><td>100</td></tr> <tr><td>⁴⁶Sc</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>⁵⁴Mn</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>⁵⁵Fe</td><td>1000</td></tr> <tr><td>⁵⁹Fe</td><td>1</td></tr> <tr><td>⁵⁸Co</td><td>1</td></tr> <tr><td>⁶⁰Co</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>⁵⁹Ni</td><td>100</td></tr> <tr><td>⁶³Ni</td><td>100</td></tr> <tr><td>⁶⁵Zn</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>⁹⁰Sr</td><td>1</td></tr> <tr><td>⁹⁴Nb</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>⁹⁵Nb</td><td>1</td></tr> <tr><td>⁹⁹Tc</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	放射能濃度確認対象物	評価対象放射性物質の種類	放射能濃度(Bq/g)	一 試験研究炉等設置者等が試験研究用等原子炉施設において用いた資材その他の物であって金属くず、コンクリート破片又はガラスくず(ロックウール及びガラスウールに限る。)	³ H	100	¹⁴ C	1	³⁶ Cl	1	⁴¹ Ca	100	⁴⁶ Sc	0.1	⁵⁴ Mn	0.1	⁵⁵ Fe	1000	⁵⁹ Fe	1	⁵⁸ Co	1	⁶⁰ Co	0.1	⁵⁹ Ni	100	⁶³ Ni	100	⁶⁵ Zn	0.1	⁹⁰ Sr	1	⁹⁴ Nb	0.1	⁹⁵ Nb	1	⁹⁹ Tc	1
第一欄	第二欄																																																																																																																																				
放射性物質の種類	放射能濃度(Bq/kg)																																																																																																																																				
³ H	1×10 ⁵																																																																																																																																				
⁷ Be	1×10 ⁴																																																																																																																																				
¹⁴ C	1×10 ³																																																																																																																																				
¹⁸ F	1×10 ⁴																																																																																																																																				
²² Na	1×10 ²																																																																																																																																				
²⁴ Na	1×10 ³																																																																																																																																				
³¹ Si	1×10 ⁶																																																																																																																																				
³² P	1×10 ⁶																																																																																																																																				
³³ P	1×10 ⁶																																																																																																																																				
³⁵ S	1×10 ⁵																																																																																																																																				
³⁶ Cl	1×10 ³																																																																																																																																				
³⁸ Cl	1×10 ⁴																																																																																																																																				
⁴² K	1×10 ⁵																																																																																																																																				
⁴³ K	1×10 ⁴																																																																																																																																				
⁴¹ Ca	1×10 ⁵																																																																																																																																				
⁴⁵ Ca	1×10 ⁵																																																																																																																																				
⁴⁷ Ca	1×10 ⁴																																																																																																																																				
⁴⁶ Sc	1×10 ²																																																																																																																																				
⁴⁷ Sc	1×10 ⁵																																																																																																																																				
⁴⁸ Sc	1×10 ³																																																																																																																																				
⁴⁴ Ti	1×10 ²																																																																																																																																				
⁴⁸ V	1×10 ³																																																																																																																																				
⁴⁹ V	1×10 ⁷																																																																																																																																				
⁵¹ Cr	1×10 ⁵																																																																																																																																				
第一欄	第二欄																																																																																																																																				
放射性物質の種類	放射能濃度(Bq/g)																																																																																																																																				
³ H	100																																																																																																																																				
¹⁴ C	1																																																																																																																																				
³⁶ Cl	1																																																																																																																																				
⁴¹ Ca	100																																																																																																																																				
⁴⁶ Sc	0.1																																																																																																																																				
⁵⁴ Mn	0.1																																																																																																																																				
⁵⁵ Fe	1000																																																																																																																																				
⁵⁹ Fe	1																																																																																																																																				
⁵⁸ Co	1																																																																																																																																				
⁶⁰ Co	0.1																																																																																																																																				
⁵⁹ Ni	100																																																																																																																																				
⁶³ Ni	100																																																																																																																																				
⁶⁵ Zn	0.1																																																																																																																																				
⁹⁰ Sr	1																																																																																																																																				
⁹⁴ Nb	0.1																																																																																																																																				
⁹⁵ Nb	1																																																																																																																																				
⁹⁹ Tc	1																																																																																																																																				
第一欄	第二欄	第三欄																																																																																																																																			
放射能濃度確認対象物	評価対象放射性物質の種類	放射能濃度(Bq/g)																																																																																																																																			
一 試験研究炉等設置者等が試験研究用等原子炉施設において用いた資材その他の物であって金属くず、コンクリート破片又はガラスくず(ロックウール及びガラスウールに限る。)	³ H	100																																																																																																																																			
	¹⁴ C	1																																																																																																																																			
	³⁶ Cl	1																																																																																																																																			
	⁴¹ Ca	100																																																																																																																																			
	⁴⁶ Sc	0.1																																																																																																																																			
	⁵⁴ Mn	0.1																																																																																																																																			
	⁵⁵ Fe	1000																																																																																																																																			
	⁵⁹ Fe	1																																																																																																																																			
	⁵⁸ Co	1																																																																																																																																			
	⁶⁰ Co	0.1																																																																																																																																			
	⁵⁹ Ni	100																																																																																																																																			
	⁶³ Ni	100																																																																																																																																			
	⁶⁵ Zn	0.1																																																																																																																																			
	⁹⁰ Sr	1																																																																																																																																			
	⁹⁴ Nb	0.1																																																																																																																																			
⁹⁵ Nb	1																																																																																																																																				
⁹⁹ Tc	1																																																																																																																																				

⁵¹ Mn	1×10 ⁴
⁵² Mn	1×10 ³
^{52m} Mn	1×10 ⁴
⁵³ Mn	1×10 ⁵
⁵⁴ Mn	1×10 ²
⁵⁶ Mn	1×10 ⁴
⁵² Fe	1×10 ⁴
⁵⁵ Fe	1×10 ⁶
⁵⁹ Fe	1×10 ³
⁵⁵ Co	1×10 ⁴
⁵⁶ Co	1×10 ²
⁵⁷ Co	1×10 ³
⁵⁸ Co	1×10 ³
^{58m} Co	1×10 ⁷
⁶⁰ Co	1×10 ²
^{60m} Co	1×10 ⁶
⁶¹ Co	1×10 ⁵
^{62m} Co	1×10 ⁴
⁵⁹ Ni	1×10 ⁵
⁶³ Ni	1×10 ⁵
⁶⁵ Ni	1×10 ⁴
⁶⁴ Cu	1×10 ⁵
⁶⁵ Zn	1×10 ²
⁶⁹ Zn	1×10 ⁶
^{69m} Zn	1×10 ⁴
⁶⁷ Ga	1×10 ⁴
⁷² Ga	1×10 ⁴
⁶⁸ Ge	1×10 ²
⁷¹ Ge	1×10 ⁷
⁷³ As	1×10 ⁶
⁷⁴ As	1×10 ⁴
⁷⁶ As	1×10 ⁴
⁷⁷ As	1×10 ⁶
⁷⁵ Se	1×10 ³
⁸² Br	1×10 ³
⁸¹ Rb	1×10 ⁴
⁸⁶ Rb	1×10 ⁵
⁸⁵ Sr	1×10 ³
^{85m} Sr	1×10 ⁵
^{87m} Sr	1×10 ⁵
⁸⁹ Sr	1×10 ⁶
⁹⁰ Sr	1×10 ³
⁹¹ Sr	1×10 ⁴
⁹² Sr	1×10 ⁴

¹⁰⁶ Ru	0.1
^{108m} Ag	0.1
^{110m} Ag	0.1
¹²⁴ Sb	1
^{123m} Te	1
¹²⁹ I	0.01
¹³⁴ Cs	0.1
¹³⁷ Cs	0.1
¹³³ Ba	0.1
¹⁵² Eu	0.1
¹⁵⁴ Eu	0.1
¹⁶⁰ Tb	1
¹⁸² Ta	0.1
²³⁹ Pu	0.1
²⁴¹ Pu	10
²⁴¹ Am	0.1

別表第二（第2条関係）
放射能濃度

第一欄 放射性物質の種類	第二欄 放射能濃度 (Bq/g)
²³² U	0.1
²³⁴ U	1
²³⁵ U	1
²³⁶ U	10
²³⁸ U	1

¹⁰⁶ Ru	0.1
^{108m} Ag	0.1
^{110m} Ag	0.1
¹²⁴ Sb	1
^{123m} Te	1
¹²⁹ I	0.01
¹³⁴ Cs	0.1
¹³⁷ Cs	0.1
¹³³ Ba	0.1
¹⁵² Eu	0.1
¹⁵⁴ Eu	0.1
¹⁶⁰ Tb	1
¹⁸² Ta	0.1
²³⁹ Pu	0.1
²⁴¹ Pu	10
²⁴¹ Am	0.1
³ H	100
¹⁴ C	1
⁴⁶ Sc	0.1
⁵⁴ Mn	0.1
⁵⁵ Fe	1000
⁵⁹ Fe	1
⁵⁸ Co	1
⁶⁰ Co	0.1
⁶⁵ Zn	0.1
⁸⁹ Sr	1000
⁹⁰ Sr	1
⁹¹ Y	100
⁹⁵ Zr	1
⁹⁴ Nb	0.1
⁹⁵ Nb	1
¹⁰³ Ru	1

二 使用者が原子炉において燃料として使用した核燃料物質又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等において用いた資材その他の物であつて金属くず、コンクリート破片又はガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）

⁹⁰ Y	1×10 ⁶				¹⁰⁶ Ru	0.1
⁹¹ Y	1×10 ⁵				^{108m} Ag	0.1
^{91m} Y	1×10 ⁵				^{110m} Ag	0.1
⁹² Y	1×10 ⁵				^{114m} In	10
⁹³ Y	1×10 ⁵				¹¹³ Sn	1
⁹³ Zr	1×10 ⁴				^{119m} Sn	1000
⁹⁵ Zr	1×10 ³				¹²³ Sn	300
⁹⁷ Zr	1×10 ⁴				¹²⁴ Sb	1
^{93m} Nb	1×10 ⁴				¹²⁵ Sb	0.1
⁹⁴ Nb	1×10 ²				^{125m} Te	1000
⁹⁵ Nb	1×10 ³				^{127m} Te	10
⁹⁷ Nb	1×10 ⁴				^{129m} Te	10
⁹⁸ Nb	1×10 ⁴				¹³⁴ Cs	0.1
⁹⁰ Mo	1×10 ⁴				¹³⁷ Cs	0.1
⁹³ Mo	1×10 ⁴				¹⁴¹ Ce	100
⁹⁹ Mo	1×10 ⁴				¹⁴⁴ Ce	10
¹⁰¹ Mo	1×10 ⁴				^{148m} Pm	3
⁹⁶ Tc	1×10 ³				¹⁵⁴ Eu	0.1
^{96m} Tc	1×10 ⁶				¹⁵⁵ Eu	1
⁹⁷ Tc	1×10 ⁴				¹⁵³ Gd	10
^{97m} Tc	1×10 ⁵				¹⁶⁰ Tb	1
⁹⁹ Tc	1×10 ³				¹⁸¹ Hf	1
^{99m} Tc	1×10 ⁵				¹⁸² Ta	0.1
⁹⁷ Ru	1×10 ⁴				²³⁸ Pu	0.1
¹⁰³ Ru	1×10 ³				²³⁹ Pu	0.1
¹⁰⁵ Ru	1×10 ⁴				²⁴⁰ Pu	0.1
¹⁰⁶ Ru	1×10 ²				²⁴¹ Pu	10
^{103m} Rh	1×10 ⁷				²⁴¹ Am	0.1
¹⁰⁵ Rh	1×10 ⁵				^{242m} Am	0.1
¹⁰³ Pd	1×10 ⁶				²⁴³ Am	0.1
¹⁰⁹ Pd	1×10 ⁵				²⁴² Cm	10
¹⁰⁵ Ag	1×10 ³				²⁴³ Cm	1
^{108m} Ag	1×10 ²					
^{110m} Ag	1×10 ²					
¹¹¹ Ag	1×10 ⁵					
¹⁰⁹ Cd	1×10 ³					
¹¹⁵ Cd	1×10 ⁴					
^{115m} Cd	1×10 ⁵					
¹¹¹ In	1×10 ⁴					
^{113m} In	1×10 ⁵					
^{114m} In	1×10 ⁴					
^{115m} In	1×10 ⁵					
¹¹³ Sn	1×10 ³					
^{119m} Sn	1×10 ⁶					

^{123}Sn	3×10^5			^{244}Cm	1																											
^{125}Sn	1×10^4			三 使用者が核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等において用いた資材その他の物であって金属くず	^{232}U	0.1																										
^{122}Sb	1×10^4					^{234}U	1																									
^{124}Sb	1×10^3						^{235}U	1																								
^{125}Sb	1×10^2							^{236}U	10																							
^{123m}Te	1×10^3								^{238}U	1																						
^{125m}Te	1×10^6																															
^{127}Te	1×10^6																															
^{127m}Te	1×10^4																															
^{129}Te	1×10^5																															
^{129m}Te	1×10^4																															
^{131}Te	1×10^5																															
^{131m}Te	1×10^4																															
^{132}Te	1×10^3																															
^{133}Te	1×10^4																															
^{133m}Te	1×10^4																															
^{134}Te	1×10^4																															
^{123}I	1×10^5																															
^{125}I	1×10^5																															
^{126}I	1×10^4																															
^{129}I	1×10^1																															
^{130}I	1×10^4																															
^{131}I	1×10^4																															
^{132}I	1×10^4																															
^{133}I	1×10^4																															
^{134}I	1×10^4																															
^{135}I	1×10^4																															
^{129}Cs	1×10^4																															
^{131}Cs	1×10^6																															
^{132}Cs	1×10^4																															
^{134}Cs	1×10^2																															
^{134m}Cs	1×10^6																															
^{135}Cs	1×10^5																															
^{136}Cs	1×10^3																															
^{137}Cs	1×10^2																															
^{138}Cs	1×10^4																															
^{131}Ba	1×10^4																															
^{133}Ba	1×10^2																															
^{140}Ba	1×10^3																															
^{140}La	1×10^3																															
^{139}Ce	1×10^3																															
^{141}Ce	1×10^5																															
^{143}Ce	1×10^4																															
^{144}Ce	1×10^4																															

^{142}Pr	1×10^5		
^{143}Pr	1×10^6		
^{147}Nd	1×10^5		
^{149}Nd	1×10^5		
^{147}Pm	1×10^6		
$^{148\text{m}}\text{Pm}$	3×10^3		
^{149}Pm	1×10^6		
^{151}Sm	1×10^6		
^{153}Sm	1×10^5		
^{152}Eu	1×10^2		
$^{152\text{m}}\text{Eu}$	1×10^5		
^{154}Eu	1×10^2		
^{155}Eu	1×10^3		
^{153}Gd	1×10^4		
^{159}Gd	1×10^5		
^{160}Tb	1×10^3		
^{163}Dy	1×10^6		
^{166}Dy	1×10^5		
^{166}Ho	1×10^5		
^{169}Er	1×10^6		
^{171}Er	1×10^5		
^{170}Tm	1×10^5		
^{171}Tm	1×10^6		
^{169}Yb	1×10^4		
^{175}Yb	1×10^5		
^{177}Lu	1×10^5		
^{181}Hf	1×10^3		
^{182}Ta	1×10^2		
^{181}W	1×10^4		
^{185}W	1×10^6		
^{187}W	1×10^4		
^{188}W	1×10^4		
^{186}Re	1×10^6		
^{188}Re	1×10^5		
^{185}Os	1×10^3		
^{191}Os	1×10^5		
$^{191\text{m}}\text{Os}$	1×10^6		
^{193}Os	1×10^5		
^{190}Ir	1×10^3		
^{192}Ir	1×10^3		
^{194}Ir	1×10^5		
^{191}Pt	1×10^4		
$^{193\text{m}}\text{Pt}$	1×10^6		
^{197}Pt	1×10^6		

^{197m} Pt	1×10 ⁵
¹⁹⁵ Au	1×10 ⁴
¹⁹⁸ Au	1×10 ⁴
¹⁹⁹ Au	1×10 ⁵
¹⁹⁷ Hg	1×10 ⁵
^{197m} Hg	1×10 ⁵
²⁰³ Hg	1×10 ⁴
²⁰⁰ Tl	1×10 ⁴
²⁰¹ Tl	1×10 ⁵
²⁰² Tl	1×10 ⁴
²⁰⁴ Tl	1×10 ³
²⁰³ Pb	1×10 ⁴
²⁰⁶ Bi	1×10 ³
²⁰⁷ Bi	1×10 ²
²⁰³ Po	1×10 ⁴
²⁰⁵ Po	1×10 ⁴
²⁰⁷ Po	1×10 ⁴
²¹¹ At	1×10 ⁶
²²⁵ Ra	1×10 ⁴
²²⁷ Ra	1×10 ⁵
²²⁶ Th	1×10 ⁶
²²⁹ Th	1×10 ²
²³⁰ Pa	1×10 ⁴
²³³ Pa	1×10 ⁴
²³⁰ U	1×10 ⁴
²³¹ U	1×10 ⁵
²³² U	1×10 ²
²³³ U	1×10 ³
²³⁴ U	1×10 ³
²³⁵ U	1×10 ³
²³⁶ U	1×10 ⁴
²³⁷ U	1×10 ⁵
²³⁸ U	1×10 ³
²³⁹ U	1×10 ⁵
²⁴⁰ U	1×10 ⁵
²³⁷ Np	1×10 ³
²³⁹ Np	1×10 ⁵
²⁴⁰ Np	1×10 ⁴
²³⁴ Pu	1×10 ⁵
²³⁵ Pu	1×10 ⁵
²³⁶ Pu	1×10 ³
²³⁷ Pu	1×10 ⁵
²³⁸ Pu	1×10 ²
²³⁹ Pu	1×10 ²

²⁴⁰ Pu	1×10 ²		
²⁴¹ Pu	1×10 ⁴		
²⁴² Pu	1×10 ²		
²⁴³ Pu	1×10 ⁶		
²⁴⁴ Pu	1×10 ²		
²⁴¹ Am	1×10 ²		
²⁴² Am	1×10 ⁶		
^{242m} Am	1×10 ²		
²⁴³ Am	1×10 ²		
²⁴² Cm	1×10 ⁴		
²⁴³ Cm	1×10 ³		
²⁴⁴ Cm	1×10 ³		
²⁴⁵ Cm	1×10 ²		
²⁴⁶ Cm	1×10 ²		
²⁴⁷ Cm	1×10 ²		
²⁴⁸ Cm	1×10 ²		
²⁴⁹ Bk	1×10 ⁵		
²⁴⁶ Cf	1×10 ⁶		
²⁴⁸ Cf	1×10 ³		
²⁴⁹ Cf	1×10 ²		
²⁵⁰ Cf	1×10 ³		
²⁵¹ Cf	1×10 ²		
²⁵² Cf	1×10 ³		
²⁵³ Cf	1×10 ⁵		
²⁵⁴ Cf	1×10 ³		
²⁵³ Es	1×10 ⁵		
²⁵⁴ Es	1×10 ²		
^{254m} Es	1×10 ⁴		
²⁵⁴ Fm	1×10 ⁷		
²⁵⁵ Fm	1×10 ⁵		

<p>別記様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">電磁的記録媒体提出票</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則第 条第項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。</p> <p>本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電磁的記録媒体に記録された事項 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類 <p>備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 法令の条項については、当該申請の適用条文の条項を記載すること。 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。 5 該当事項のない欄は、省略すること。 	<p>別記様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">電磁的記録媒体提出票</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則第 条第 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。</p> <p>本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電磁的記録媒体に記録された事項 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類 <p>備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 法令の条項については、当該申請の適用条文の条項を記載すること。 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。 5 該当事項のない欄は、省略すること。 	<p>別記様式（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">電磁的記録媒体提出票</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則第 条第 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。</p> <p>本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電磁的記録媒体に記録された事項 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類 <p>備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 法令の条項については、当該申請の適用条文の条項を記載すること。 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。 5 該当事項のない欄は、省略すること。
---	---	--

放射線審議会に諮問することを要する事項について

令和2年3月11日
原子力規制庁

1. 令和元年度第44回原子力規制委員会(11月27日)における「クリアランス規制等の見直しについて」の議題に係る審議の中で、放射線審議会に諮問することを要する事項について整理し報告するよう求めがあった。
2. 諮問を要する事項について言及又は整理した文書として、法制定時の国会議事録のほか、「放射線審議会の今後の運営の方針について」(昭和51年5月27日放射線審議会決定)及び「技術的基準の考え方」(平成17年8月24日放射線審議会へ諮問すべき事項に関する検討会申合せ)がある。これまでの運営実績を見ても、基本的にこれに沿って諮問等が行われていると考えられる。
3. 放射線審議会の事務局として、放射線審議会への諮問を要する事項について、あらためて整理すると、次のとおり。
 - 放射線障害の防止に関する技術的基準であって、次のいずれも満たすものであること。
 - ・ 法令に基づくものであること(法律及び法律に基づく命令(告示を含む)で基準を定めるもの)
 - ・ 放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量を障害のおそれのない線量以下とするための基準を定めるものであること
 - ・ 複数の法律に基づく関連する基準があるなど、斉一を図る必要があること
 - ※ 具体例として、法令で定められる線量限度、濃度限度等の数値、それらの定義及び測定方法等が挙げられる。
 - ※※ 他方、原子炉等規制法に基づく廃棄物処理施設に係る基準においては、法令レベル(規則)では「異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない」といった定性的な基準を定めるに留まり、これを実現するための設計を評価する際に用いる線量等の数値は内規レベル(解釈)で示しており、諮問は行われていない。
 - なお、これに該当しなくとも、関係行政機関の長が必要と認める場合には、諮問することができる。

(参考)

放射線障害防止の技術的基準に関する法律 (抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、放射線障害防止の技術的基準の策定上の基本方針を明確にし、かつ、原子力規制委員会に放射線審議会を設置することによって、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「放射線障害防止の技術的基準」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）その他の法令に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準をいう。

(基本方針)

第三条 放射線障害防止の技術的基準を策定するに当たっては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもって、その基本方針としなければならない。

(審議会への諮問)

第六条 関係行政機関の長は、放射線障害防止の技術的基準を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

○ 放射線審議会の今後の運営の方針について

〔昭和51年5月27日〕
〔放射線審議会〕

1. 審議所掌事務

(1) 諮問への答申事務

法第5条第2項に基づき関係行政機関の長の諮問に答申する。

なお、関係行政機関の長の諮問については、必要的諮問事項及び任意的諮問事項がある。

① 必要的諮問

関係行政機関の長が法第6条に基づき放射線障害の防止に関する技術的基準を定めようとするとき諮問する。

② 任意的諮問

法第5条第2項に基づき、関係行政機関の長は放射線障害の防止に関する技術的基準のほか、放射線等の測定方法に関する事項については、審議会に諮問する。

(2) 調査審議事務

法第5条第1項に基づき、放射線障害の防止に関する技術的基準及び放射線等の測定方法に関する事項について調査審議する。

(3) 意見の具申事務

法第5条第2項に基づき、審議会は諮問に応じて答申のほか、その所掌に係る事項について関係行政機関の長に意見を述べることができる。

2. 運営の方針

(1) 法律、政令、府省令、告示により技術的基準を定める場合は、必要的諮問事項とする。

(2) 次の一に該当するものは、任意的諮問事項とする。

- ① 定めようとする基準が、法令の委任を受け、若しくは法令を実施するために必要とされるもの、又は法令に基づかない行政指導等に使用されるものであっても、事実上私人の権利義務を拘束するもの。
 - ② 技術基準それ自体でなくとも、放射線障害の防止に係る基準を作成するに当たり、基本的な考え方となるもの。
 - ③ 放射線等の測定方法であっても、行政施策の中で使用するもの。
- (3) 調査審議及び意見の具申については、当面基本部会でとりまとめた報告^{*}に沿い、必要あるものについて行うこととする。

* 国際放射線防護委員会勧告について（昭和51年5月27日）

平成17年8月24日

技術的基準の考え方

放射線審議会へ諮問すべき
事項に関する検討会申合せ

放射線障害の防止に関する技術的基準は、放射線障害の防止の基準のうち、放射線が発生する物を取り扱う従業者及び一般国民へ直接影響を及ぼすものとし、以下に該当するものとする。

1 人の放射線障害を防止するための制限に係る、線量限度、濃度限度等の数値的基準の概念、用語の定義

例：「放射線を放出する同位元素の数量及び濃度」、「管理区域」、「実効線量限度」、「等価線量限度」、「空气中濃度限度」、「表面密度」等の用語の定義

2 線量限度及び当該線量限度を満足させるために定められる線量当量率、濃度限度、表面密度限度、放射エネルギー等の具体的数値（Sv、Bq、Bq/g等）

例：管理区域に係る線量、実効線量限度、等価線量限度、空气中濃度限度、表面密度限度、事業所の境界等における線量、排気又は排水に係る濃度限度、管理区域から持ち出す物に係る表面密度限度、緊急時作業に係る線量限度等

3 規制の対象の区分のための数値（Bq、Bq/g等）

例：使用の届出、使用の許可のしきい値、使用の場所の一時的変更等に係る上限値、放射性物質としないで運搬できる低比放射性物質及び表面汚染物に係る数値、施設検査、定期検査、インターロックの設置対象等の区分に用いられる数値等

4 放射線量及び被ばく線量の測定、評価等の方法

例：放射線量の測定方法、外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定方法、実効線量及び等価線量の算定方法、線量並びに空气中及び水中の濃度の複合の扱い、放射線の種類に応じた実効線量への換算方法等

5 健康診断のうち、放射線影響の評価に係る事項

例：健康診断の実施時期、項目、方法等

6 その他

関係行政機関の長が特別に諮問を希望する事項については諮問することができるものとする。

また、輸送物の放射能収納限度（A1、A2値）については、技術的基準に該当するか否かの判断は保留とし、輸送の特殊性も十分踏まえつつ、継続協議とする。

2005年版 IAEA 輸送規則の取り入れに伴う関係法令の改正における
輸送物の放射能収納限度（A1、A2 値）について
（「技術的基準の考え方（平成17年8月24日付け放射性審議会へ諮問すべき
事項に関する検討会申合せ）」の参考事例）

平成18年6月
放射線審議会へ諮問すべき
事項に関する検討会申合せ

2005年版 IAEA 輸送規則の取り入れに伴う A1、A2 値の改正内容は、IAEA の転記ミスによる値の修正及び A1、A2 値の計算において寄与を考慮した子孫核種リストの追加であるため、当該値の導出方法の変更等の本質的な変更ではないものと考えられる。

従って、当該改正内容については、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図る上で審議対象とする必要はないと考えられることから、2005年版 IAEA 輸送規則の取り入れにあたって、A1、A2 値を改正することについては、放射線審議会への諮問は要しないこととする。

放射線審議会へ諮問すべき事項に関する検討会参加省庁

人事院職員福祉局職員福祉課

内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課

総務省郵政行政局郵便企画課
総務省郵政行政局信書便事業課

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

厚生労働省大臣官房厚生科学課
厚生労働省医政局指導課
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課
農林水産省消費・安全局衛生管理課

経済産業省原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課
経済産業省原子力安全・保安院核燃料管理規制課

国土交通省総合政策局技術安全課
国土交通省海事局検査測度課
国土交通省海事局船員労働環境課
国土交通省航空局技術部運航課
国土交通省自動車交通局環境課
国土交通省鉄道局技術企画課安全対策室